

平成18年度年次報告（案）

平成19年3月19日

電気通信事業紛争処理委員会

はじめに

電気通信事業紛争処理委員会は、平成13年11月、電気通信事業の公正かつ有効な競争の実現のため、電気通信事業者間における紛争を迅速かつ円滑に処理するための専門的機関として設立された。この5年余の間、あっせん32件、仲裁3件、総務大臣が行う行政処分についての諮問に対する答申5件を処理し、その専門性を活かして短期間での紛争解決を目指すとともに、処理した事件の積極的な情報公開により類似多数の紛争の発生の未然防止に努めてきている。また、必要な競争ルールの整備のために総務大臣への2件の勧告を行ってきている。

紛争を円滑に処理するためには、紛争の当事者である電気通信事業者から見て委員会が信頼のおける機関であることが何よりも重要なことである。そこで当委員会では、積極的な情報の公開を行うために紛争処理のための手続き、事例を取りまとめた便覧を作成し、公表を行い、また、ウェブサイトにおいても最新の情報を提供するなどその透明性の確保に努めてきたところである。

本報告書においても、電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第14条の規定に基づき、当委員会が総務大臣に対して年度内の紛争処理の状況について、報告することとなっているが、当委員会が実施してきた活動状況全般について、幅広く掲載することとしている。

昨今のIP化の急速な進展により、電気通信分野を取り巻く環境が大きく変化している中で、公正競争の実現に向けて総務省において「新競争促進プログラム2010」が策定されるなど、事業者間の競争ルール見直し作業が行われている。当委員会においても、こうした環境変化による新たな紛争事案にこれまでどおり迅速かつ円滑に取り組むために、当面の重点活動を策定し、取り組んでいる。

また、無線局の円滑な開設等に向けて行われる調整についても、当委員会があっせん・仲裁を行う手続きの創設を内容とする法律改正案が第166回国会に提出される予定である。

委員会のADR機関（裁判外紛争処理機関）としての意義、果たす役割は、ますます高まり、これまで以上に大きくなるものと認識しているわけであるが、今後とも迅速かつ円滑な紛争解決に向け、効果的な紛争処理活動に取り組んでまいり所存である。

平成19年4月20日
電気通信事業紛争処理委員会

目 次

はじめに

| | |
|--|----|
| 第Ⅰ部 平成18年度の委員会活動の概況 | 1 |
| 第1章 委員・特別委員 | 1 |
| 第2章 会議の開催状況 | 4 |
| 第3章 当面の重点活動 | 6 |
| 第4章 当面の重点活動に関わる具体的取組 | 9 |
| 第Ⅱ部 紛争等処理の状況 | 12 |
| 第1章 事件の処理及び総務大臣への答申、勧告の概況 | 12 |
| 第2章 あっせん事件の処理状況 | |
| 資料 1 新競争促進プログラム2010 | |
| 資料 2 電気通信事業における紛争処理等の将来像 | |
| 資料 3 電気通信事業紛争処理委員会の当面の活動について | |
| 資料 4 「電気通信事業者」相談窓口の開設 | |
| 資料 5 電気通信事業紛争処理委員会の事務に関する制度見直しについて (電波法・電気通信事業法の一部改正) | |

第I部 平成18年度の委員会活動の概況

第1章 委員・特別委員

委員会においては、法定の委員の他に、迅速かつ機動的な紛争処理のため特別委員7名を置き、あっせん・仲裁の手續に参加させている。平成18年度の委員及び特別委員は下表のとおりである。

委員については、委員長である香城委員が健康上の理由により平成19年2月14日に退任し、同日付で開催した第75回の委員会において、委員の互選により森永委員を委員長に、田中委員を委員長代理に選任した。

特別委員については、第2期の任期を満了した尾畑特別委員が平成19年2月16日付で再任された。

【委員】

(五十音順)

| 氏名 | 職業 | 任命日 |
|------------------|--|--|
| 田中 建二 (委員長代理) | 早稲田大学大学院ファイ ナンス研究科教授 | 平成16年11月30日再任 (第1期：平成13年11月30日 ～平成16年11月29日) |
| 富沢 木実 | (財)北海道科学技術総合振 興センター知的クラスタ ー本部 科学技術コーデ ィネーター 法政大学大学院政策科学 研究科客員教授 | 平成16年11月30日再任 (第1期：平成13年11月30日 ～平成16年11月29日) |
| 森永 規彦 (委員長) | 広島国際大学社会環境科 学部教授 | 平成16年11月30日再任 (第1期：平成13年11月30日 ～平成16年11月29日) |
| 吉岡 睦子 | 弁護士 | 平成16年11月30日再任 (第1期：平成13年11月30日 ～平成16年11月29日) |

【特別委員】

(五十音順)

| 氏名 | 職業 | 任命日 |
|---------|-------------------------|---|
| 浅井 澄子 | 大妻女子大学社会情報学部 助教授 | 平成 17 年 11 月 30 日再任 (第 1 期：平成 13 年 11 月 30 日 ～平成 15 年 11 月 29 日) (第 2 期：平成 15 年 11 月 30 日 ～平成 17 年 11 月 29 日) |
| 尾畑 裕 | 一橋大学大学院商学研究科 教授 | 平成 19 年 2 月 16 日再任 (第 1 期：平成 15 年 1 月 8 日 ～平成 17 年 1 月 7 日) (第 2 期：平成 17 年 1 月 8 日 ～平成 19 年 1 月 7 日) |
| 瀬崎 薫 | 東京大学空間情報科学研究 センター助教授 | 平成 17 年 11 月 30 日再任 (第 1 期：平成 13 年 11 月 30 日 ～平成 15 年 11 月 29 日) (第 2 期：平成 15 年 11 月 30 日 ～平成 17 年 11 月 29 日) |
| 長谷部 由起子 | 学習院大学大学院法務研究 科教授 | 平成 17 年 11 月 30 日再任 (第 1 期：平成 13 年 11 月 30 日 ～平成 15 年 11 月 29 日) (第 2 期：平成 15 年 11 月 30 日 ～平成 17 年 11 月 29 日) |
| 樋口 一夫 | 弁護士 | 平成 17 年 11 月 30 日新任 |
| 藤原 宏高 | 弁護士 | 平成 17 年 11 月 30 日再任 (第 1 期：平成 13 年 11 月 30 日 ～平成 15 年 11 月 29 日) (第 2 期：平成 15 年 11 月 30 日 ～平成 17 年 11 月 29 日) |
| 和久井 理子 | 大阪市立大学大学院法学研 究科助教授 | 平成 17 年 11 月 30 日新任 |

(退任した委員)

| 氏名 | 職業 | 退任日 |
|--------|-------------|---|
| 香城 敏 磨 | 独協大学法科大学院教授 | 平成19年2月14日退任 (第1期：平成13年11月30日 ～平成16年11月29日) (第2期：平成16年11月30日 ～平成19年2月14日) |

第2章 会議の開催状況

平成18年度は、委員会として計8回の会議を開催した。
その開催状況は、次のとおりである。

図表 委員会開催状況（平成18年度）

| 会 合 | 日 付 | 議 事 等 |
|------|------------|--|
| 第69回 | 平成18年4月19日 | 平成17年度年次報告（案）について |
| 第70回 | 平成18年5月31日 | ① 電気通信事業分野における競争状況の評価結果（案）について（総合通信基盤局からの説明） ② 今後の紛争処理の在り方について ③ その他 |
| 第71回 | 平成18年7月12日 | ① 次世代ネットワークに関する事業者間連絡会議について（総合通信基盤局からの説明） ② MVNOをめぐる検討状況について（総合通信基盤局からの説明） ③ 今後の紛争処理の在り方について ④ その他 |
| 第72回 | 平成18年8月11日 | あっせん委員の指名（平成18年（争）第1号から第14号） |
| 第73回 | 平成18年9月26日 | ① 新競争促進プログラム2010について（総合通信基盤局からの説明） ② 電気通信事業における紛争処理等の将来像等について ③ 委員会の当面の活動について ④ 相談窓口寄せられた相談等について ⑤ その他 |
| 第74回 | 平成19年2月14日 | 委員長及び委員長代理の選出について |
| 第75回 | 平成19年2月19日 | あっせん委員の指名（平成18年（争）第1号から第14号） |

| | | |
|------|--------------|---|
| 第76回 | 平成19年 3月 19日 | <ul style="list-style-type: none"> ① 平成18年度年次報告(案)について ② 電気通信事業紛争処理委員会の事務に関する制度見直しについて(電波法・電気通信事業法の一部改正)(総合通信基盤局からの説明) ③ 現在取り扱い中のあっせん事件について ④ その他 |
|------|--------------|---|

第3章 当面の重点活動

1 委員会に求められる変化

平成18年6月20日に公表された通信・放送の在り方に関する政府与党合意において、「高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点からネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図るとともに、NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。」こととされた。

また、平成18年7月7日に閣議決定されたいわゆる骨太方針（経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006）においては、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。」とされた。

これを受けて、総務省では、平成18年9月1日に通信・放送分野の改革に関する工程プログラムを発表し、「公正競争ルールの整備等について、「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告書を踏まえ、以下の点について検討し、結論を得られたものから順次実施する。

- ・ 固定電話に係る接続料の算定ルールの見直し
- ・ NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備
- ・ 指定電気通信設備制度等の見直し
- ・ その他公正競争確保のための競争ルールの整備

NTTの組織問題について、市場の競争状況の評価等に係るレビューを毎年実施するとともに、2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。」としている。

このような政府・与党の動きを背景に総務省は、工程プログラムの具体的な実施計画に当たる「新競争促進プログラム2010」を平成18年9月19日に策定・公表した（資料1）。

この中で、重要な政策課題として、設備競争の促進、ドミナント規制の見直し、NTT東西の接続料の算定方法の見直し、移動通信市場における競争促進、料金政策の見直し、ユニバーサルサービス制度の見直し、ネットワークの中立性に関する検討等とともに、「紛争処理機能の強化」が取り上げられている。

この紛争処理機能の強化の具体的施策としては、①意見申出制度の改善、②電気通信事業者と上位レイヤーの事業者との間の紛争処理制度の検討、③土地等の使用に係る紛争処理機能の充実が掲げられ、これらの実施計画として、①については「申出者に関する情報非開示の仕組みに関するガイドライ

ンの策定（平成18年度中を目途）、②③については「可能な限り速やかに
所要の制度整備を実施」を表明したところである。

2 紛争処理等の将来像に関する検討

委員会事務局においては、我が国における近年の急速なIP化の進展により、電気通信市場の競争構造も大きく変化してきていることに伴い、事業者間の紛争についても従来想定されなかった形態での紛争が発生するものと考えられることから、このような状況を踏まえ、平成22年頃までに想定される市場環境の変化、それに伴い発生が想定される紛争とその対応の方向性、さらに、今後の委員会の在り方について報告書「電気通信事業における紛争処理の将来像」を平成18年10月にとりまとめ、公表した（資料2）。

3 当面の重点活動

委員会では、上記新競争促進プログラム2010、報告書を踏まえ、平成18年9月26日に開催された第73回委員会において、個々の紛争事案及び相談事案について適確に対応するとともに、委員会の機能を一層強化するため、当面、委員会としてどのような取り組みを行っていくべきかについて審議を行った。

審議の結果、

① 紛争処理に関連する情報収集等の強化

技術的、制度的両面において複雑化する状況に対応

② 委員会利用の利便性の向上

中小事業者、地方所在事業者のニーズに対応

③ 委員会の知見の情報発信の強化

競争ルール整備に資する情報の発信

④ 制度整備への対応

新しい類型の紛争等への対応のため、あっせん等の対象範囲の拡大等

について、制度担当部局に対する知見の提供や意見交換の実施

以上、4つの活動に重点をおいて取り組んでいくことを決定した(資料3)。
今後着手可能なものから逐次実施していく予定である。

第4章 当面の重点活動に関わる具体的取組

1 紛争処理に関連する情報収集等の強化

紛争処理に関連する情報収集等の強化の観点から、平成18年度には、総務省関係部局から、以下の説明を受け、意見交換を行った。

- ・ 平成17年度電気通信事業分野における競争状況の評価結果（案）について
- ・ 次世代ネットワークに関する事業者間連絡会議について
- ・ MVNOをめぐる検討状況について
- ・ 新競争促進プログラム2010について

さらに、次年度以降もこういった説明の機会を増やすとともに、関係機関や外部の専門家を招き、意見交換等の場を拡充することとしている。

2 委員会利用の利便性の向上

委員会利用の利便性の向上の観点から、平成18年度において以下のような取組を行った。

(1) 「電気通信事業紛争処理相談窓口」の「電気通信事業者」相談窓口への改称

当委員会を初めて利用する事業者が容易に相談等の問い合わせを行えるよう、電気通信事業者のための相談窓口であることを一層明確化するため、平成16年12月1日に開設した「電気通信事業紛争処理相談窓口」を、平成18年6月9日に「電気通信事業者」相談窓口」に改称し、専用の電話番号、メールアドレスを新たに設けた（資料4）。

(2) 委員会ホームページの刷新

平成18年10月に当委員会ホームページを刷新し、①当委員会のホームページ上にも「電気通信事業者」相談窓口」を開設し、電子メールを活用した相談を受付開始、②より利便性を向上させるため年次報告にインデックスを作成、③より実態に即したあっせん・仲裁申請書の記載例の揭示等を行った。

(3) 委員会活動の周知・広報等

(社)電気通信事業者協会、や(社)テレコムサービス協会、(社)日本ケーブルテレビ連盟等の事業者団体の地方支部等が、地方都市(帯広市、札幌市、金沢市、大阪市、福山市、広島市、高松市等)において開催する会合に当委員会事務局職員を派遣して、①当委員会の業務の周知・広報、②過去に処理した事案の解説及び③出席した事業者からの相談事案等を聴取した。

3 委員会の事務に関する制度見直しについて

無線局の開設等に係る委員会による新たなあっせん・仲裁制度の創設のため、また、電気通信事業者に対する業務改善命令の要件の見直しのための法律改正案が第166回通常国会に提出される予定であり、これらについて総務省関係部局から以下の説明を受けた(資料5)。

(1) 無線局の開設等に係る新たなあっせん・仲裁制度の導入

近年、ワイヤレスブロードバンドの進展等、電波利用の急速な拡大に伴い、周波数の逼迫への対処が喫緊の課題となっている。

こうした状況下において、新たな周波数需要に応じた電波の効率的な利用を促進するためには、個別の無線局の開設にあたって、既存の無線局との混信等を排除した運用を可能とするための当事者間の調整が重要となっているが、この調整に要する期間が1年から2年半といった長期化したものとなる事例が発生しているところである。

そこで、電波法・電気通信事業法を改正し、当委員会に無線局の開設等に係る新たなあっせん・仲裁制度を創設することによって、調整期間の短縮化・迅速化を図ろうとするものである。

(2) 電気通信事業者に対する業務改善命令の要件の見直し

近年、電気通信事業者の中には、利用者からの苦情がほとんどないものの、不適正な事業運営を行っているものが見られる。一方、現行の電気通信事業法では、利用者保護に関する業務改善命令の発動要件は、「利用者利益を阻害しているとき」に限定されているため、利用者からの苦情がほとんどない場合において、当該事業者に業務改善命令を行使することは、困難な状況にある。

そこで、電気通信事業の運営が適正かつ合理的でないために、電気通信

サービスが提供されなくなる可能性が高いなど、電気通信の健全な発達や国民の利便が確保されなくなるおそれがある場合には、利用者の利益が現に阻害されていないとしても、業務方法の改善等を命ずることが可能となるよう、電気通信事業法の改正を行うものである。

第Ⅱ部 紛争等処理の状況

第1章 事件の処理及び総務大臣への答申、勧告の概況

電気通信事業紛争処理委員会においては、

- ① 電気通信事業者間の紛争を解決するためのあっせん・仲裁の手續
- ② 総務大臣が行う行政処分についての諮問に対する審議・答申
- ③ その権限に属された事項に関し、必要なルール整備等について総務大臣に対して勧告を行う機能を有している。

ここでは、平成18年度中の事件の処理等についてまとめた。

1 あっせん・仲裁

(1) あっせん

当委員会は、平成18年度中に14件の接続に係る費用負担に関するあっせん事件を受け付けた。

その経過概況は、次のとおりである。

| 事 件 | 申 請 | 処 理 状 況 |
|--------------|-----------|---------|
| 平成18年(争)第1号 | 平成18年8月9日 | あっせん継続中 |
| 平成18年(争)第2号 | 平成18年8月9日 | あっせん継続中 |
| 平成18年(争)第3号 | 平成18年8月9日 | あっせん継続中 |
| 平成18年(争)第4号 | 平成18年8月9日 | あっせん継続中 |
| 平成18年(争)第5号 | 平成18年8月9日 | あっせん継続中 |
| 平成18年(争)第6号 | 平成18年8月9日 | あっせん継続中 |
| 平成18年(争)第7号 | 平成18年8月9日 | あっせん継続中 |
| 平成18年(争)第8号 | 平成18年8月9日 | あっせん継続中 |
| 平成18年(争)第9号 | 平成18年8月9日 | あっせん継続中 |
| 平成18年(争)第10号 | 平成18年8月9日 | あっせん継続中 |
| 平成18年(争)第11号 | 平成18年8月9日 | あっせん継続中 |
| 平成18年(争)第12号 | 平成18年8月9日 | あっせん継続中 |
| 平成18年(争)第13号 | 平成18年8月9日 | あっせん継続中 |
| 平成18年(争)第14号 | 平成18年8月9日 | あっせん継続中 |

(2) 仲裁

仲裁事件については、平成18年度はなかった。

2 総務大臣への答申

平成18年度中、総務大臣から当委員会に対する諮問案件はなかった。

3 総務大臣への勧告

平成18年度中、総務大臣への勧告はなかった。

新競争促進プログラム2010

平成18年9月19日
総務省

ブロードバンド化の進展、PSTN(回線交換網)からIP網への移行、ビジネスモデルの多様化等、IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場において一層の競争促進を図り、利用者利益の確保を図るため、2010年代初頭までに公正競争ルールの整備等の観点から実施する施策について、「新競争促進プログラム2010」として取りまとめた。

1. 本プログラムの目的

本プログラムは、電気通信分野において2010年代初頭までに実施する公正競争ルールの整備等のためのロードマップであり、「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」(06年9月)の具体的実施計画として位置づけられる。

具体的には、IP化の進展により市場構造の急速な変化が生じていることを踏まえ、端末からコンテンツ・アプリケーションに至る各レイヤー(事業領域)を念頭に置いたブロードバンド市場全体の包括的な競争ルールの見直しについて、「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告書(06年9月)を踏まえ、本プログラムを基に検討を進め、結論が得られたものから随時速やかに実施する。

2. 具体的施策

競争政策の展開に際しては公正競争の確保を基本とし、各事業者が自ら線路設備等のネットワークを構築する設備競争と、ボトルネック設備を保有するドミナント事業者のネットワークを競争事業者に開放して競争を促進するサービス競争の適正なバランスを図る。

また、各レイヤーを縦断する垂直統合型のビジネスモデルの普及を念頭に置いた公正競争の確保に留意する。

(1) 設備競争の促進

(a) 線路敷設基盤の開放促進

NTT東西の主端末回線を利用する光引込線を接続事業者が自ら敷設するための環境を整備するため、光引込線に係る電柱添架手続の簡素化等を推進する。

具体的には、06年度中を目途に「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(01年4月)を改正し、当該簡素化手続を本ガイドラインに盛り込み、07年度から施行する。

また、関係事業者等で構成するフォローアップ体制を構築し、当該簡素化手続の運用状況等について検証を行うこととし、当該検証結果については定期的(年1回)に公表するとともに、必要に応じ、上記ガイドラインの見直しを行う。

併せて、07年度以降、本ガイドラインに係る問題事案などをデータベース化し、関係事業者等の情報共有を図る。

(b) 地方公共団体等の光ファイバ網の開放促進

ブロードバンド網の全国整備に関しては、IT新改革戦略(06年1月、IT戦略本部決定)及びu-Japan推進計画2006(06年9月)を踏まえ、2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域を解消することとしており、当該目標を達成するため、「次世代ブロードバンド戦略2010」(06年8月)に基づき、関係者(事業者、国、都道府県、市町村等)で構成する全国レベル及び地域レベルの推進体制の構築等を行う。

また、地方公共団体等の光ファイバ網を利用して事業者が事業展開を行うことを促進する観点から、上記の推進体制等を通じ、「地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網の電気通信事業者への開放に関する標準手続」(02年7月)を周知徹底するとともに、当該光ファイバ網の開放状況を改めて検証し、07年夏頃を目途として、今後開放を予定する芯線に係る情報提供を行う等、地方公共団体等が整備・保有する光ファイバ網の一層の開放を図る。

(c) アクセス網の多様化の推進

5GHz帯の高速無線LANシステムや2.5GHz帯を用いた広帯域移動無線システムの導入等、新しい無線アクセス技術の積極的な導入を図る。また、CATV等の固定系ブロードバンドサービスについても、必要に応じ、所要の環境整備を図る。

(2) 指定電気通信設備制度(ドミナント規制)の見直し

(a) 競争セーフガード制度の整備

PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、ドミナント規制の運用に際しても市場実態を的確に反映した見直しが必要である。

このため、プラットフォーム機能(認証・課金、QoS制御等)を含め、指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件(NTT法第2条第5項に規定する活用業務認可制度に係るものを含む)の有効性について定期的(年1回)に検証することを目的とする競争セーフガード制度を07年度から運用することとし、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」等を06年度中に策定する。

当該セーフガード制度に係る検証結果については情報通信審議会に報告するとともに、当該検証に際しては、毎年実施している競争評価の結果等についても、可能な限り活用を図るものとする。

(b) 共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための競争ルールの整備

NTT東西とその子会社等の一体的な事業運営について、ドミナント規制の適切な運用を図る観点から、まずは詳細な実態を把握し、速やかに競争ルールの整備など所要の措置を講じる。

(c) 指定電気通信設備制度の包括的な見直し

IP化の進展に伴う市場統合の動き等を踏まえ、ドミナント規制の適正な運用を図る観点から、指定電気通信設備制度の包括的な見直しを行う。当該検討は、ネットワークの中立性の在り方に関する検討(下記(7)を参照)と併せて行う。

具体的には、競争評価の結果等を踏まえて市場画定を行い、各市場ごとに市場支配力を認定する仕組みを基本として、07年度中を目途に可能な限り具体的な制度設計を行い、その後速やかに所要の制度整備を実施することとし、2010年度までに運用を開始する。

(d) NTT東西とNTTドコモの連携に係る公正競争要件の検討

NTT東西とNTTドコモの連携によるFMC(Fixed Mobile Convergence)サービスの提供については、当事者であるNTT東西及びNTTドコモの申請を踏まえ、活用業務認可制度の認可手続の中で、当該サービスの提供に係る公正競争確保のための要件について検討を行う。

なお、政策の予見可能性を高める観点から、当該案件に係る公正競争要件

の確保に係る基本的考え方を整理し、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」(01年12月)の見直しを07年夏までに行う。

(e) NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備

NTT東西が次世代ネットワークを用いた本格商用サービスを07年度下期に開始するとしていることを踏まえ、競争事業者が当該次世代ネットワークを用いて遅滞なくサービス提供ができる環境を可能な限り前広に確保するため、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方に関する検討の場を設け、本格商用サービスの開始時期を念頭に置きつつ、検討を行う。

なお、当該検討において結論が得られたものについては、随時、情報通信審議会の審議を経て、速やかに所要の制度整備を行う。

また、指定電気通信設備として指定されているNTT東西の地域IP網について、次世代ネットワークの構築状況などを注視しつつ、当該指定の妥当性について併せて検討を行う。

(f) 会計制度(接続会計及び役務別会計)の見直し

ネットワーク構造や市場構造が変化する中、こうした環境変化に対応した会計制度の見直しを行うことが必要である。このため、電気通信事業における会計制度(接続会計及び役務別会計)の在り方について検討の場を設け、07年夏を目途に結論を出し、所要の制度整備を行う。

(g) その他接続ルールに関連する事項

上記の他、接続ルールに関する具体的な改善措置を講じる観点から、コロケーションルールの見直し、屋内配線工事に関するルール整備、回線名義人情報に関する取扱いの見直し等を行う。

その際、関係事業者からルール見直しに関する具体的な提案募集を先ず実施し、当該提案に合理性があると認められるものについて所要の制度整備を図る。

上記の制度整備については、情報通信審議会の審議を経て、07年夏までに措置する。

(3) NTT東西の接続料の算定方法の見直し

(a) 固定電話の接続料の算定方法の見直し

固定電話の接続料に係る今後の算定方法(現行ルールは05~07年度の3年間適用)については、長期増分費用モデル研究会における検討結果を踏ま

え、情報通信審議会の審議を経て、07年中に結論を得る。

その際、08～09年度の接続料算定の在り方について具体的な結論を得るとともに、2010年度以降の接続料算定の在り方に係る基本的な方向性についても検討を行い、一定の結論を得る。

(b) 光ファイバに係る接続料の算定方法の見直し

光ファイバに係る接続料の算定方法については、現在、7年間(01～07年度)を算定期間とする将来原価方式により算定されている。

当該算定方法の見直しについては、基本的にNTT東西の申請を待って具体的な検討を行う。その際、算定方式の在り方、稼働芯線数の検証、設備投資コストに係る先行投資分コストの精査、光ファイバの耐用年数の検証、競争事業者に起因する設備投資リスクへの対応など多角的な観点から検討を行うこととし、情報通信審議会の審議を経て、速やかに結論を得る。

(c) 次世代ネットワークに係る接続料の算定方法

次世代ネットワークに係る接続料の算定方法については、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方に関する検討の場(上記(2)(e)を参照)において、併せて検討を行う。

(d) その他

スタックテストの運用ルールの整備、事後精算制度の見直し等について、情報通信審議会の審議を経て、07年夏までに措置する。

(4) 移動通信市場における競争促進

(a) MVNO事業化ガイドラインの見直し

MVNO(Mobile Virtual Network Operator)の新規参入の促進を通じて移動通信市場の更なる活性化を図る観点から、06年中を目途に「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(いわゆる「MVNO事業化ガイドライン」)(02年6月)を改正し、MNO(Mobile Network Operator)側の技術仕様及び取引条件やMVNE(Mobile Virtual Network Enabler)の位置付けの明確化等を行う。

(b) 端末認証制度の見直し等

オープン性を確保したユビキタスネットワークを早期に実現し、世界に先駆けた製品開発や標準化を通じ、我が国のIT産業全体の国際競争力の向上を図

る観点から、IP化に対応した端末の基本機能や認証制度の在り方等について、06年中に検討の場を設け、07年中に結論を得る。

(c) 移動通信市場におけるビジネスモデルの検証

移動通信市場における競争促進等を通じた利用者利益の確保・向上を図る観点から、各レイヤーを含む移動通信市場の将来像やビジネスモデルの多様化の方向性について多角的な観点から検証するとともに、販売奨励金やSIMロックの在り方を含む携帯端末市場のビジネスモデルの在り方、ユーザーIDの取扱い等についても併せて検討を行う場を設け、07年夏を目途に結論を得る。

(5) 料金政策の見直し

多様なビジネスモデルが登場し、料金体系が多様化する中、現行のプライスキャップ制度の在り方について見直しを行うこととし、ユニバーサルサービス制度の見直し(下記(6)を参照)の中で併せて検討する。

なお、プライスキャップ制度については基準料金指数(現行指数は06年10月から3年間適用)の見直しが09年度に予定されていることを踏まえつつ検討を行う。

また、新しい料金体系が多数登場してきている中、利用者利益の保護を図る観点から、料金設定に係る不適正事案について情報収集を行い、適宜、当該事案を基にガイドラインを策定する他、利用者保護法制の拡充、標準的料金バスケットの開発等について、適宜検討を行う。

(6) ユニバーサルサービス制度の見直し

国民生活に不可欠な電気通信サービスである固定電話サービスが全国あまねく提供されることを確保するユニバーサルサービス制度について、ブロードバンドサービスの普及など市場実態が大きく変化していく中、その見直しを図る必要がある。

このため、当該制度の見直しに向けて想定される複数の選択肢について検討(フィージビリティスタディ)を行う場を設け、07年中に検討結果を公表する。

なお、当該制度の見直しに向けた本格検討については、2010年度にブロードバンド・ゼロ地域の解消を図るという政府方針を念頭に置きつつ、上記の検討結果や制度運用の実態等を踏まえ、09年に情報通信審議会の審議を経て、可能な限り速やかに所要の制度整備を行う。

(7) ネットワークの中立性の在り方に関する検討

IP化が進展する中、ネットワークの利用の公平性(通信レイヤーの他のレイヤーに対する中立性)やネットワークのコスト負担の公平性(通信網増強のためのコストシェアリングモデルの中立性)といった、いわゆるネットワークの中立性の在り方について検討を行う。

このため、ネットワークの中立性原則を軸として、IP網への本格的な移行を想定した競争政策上の検討課題を抽出・整理する観点から、関係各方面の参画を得て検討する場を設け、07年夏を目途に第一次の取りまとめを行う。

これを踏まえ、引き続き検討を継続し、08年夏を目途に検討結果を取りまとめる。

(8) 紛争処理機能の強化

IP化の進展に伴いビジネスモデルの多様化が進展することが見込まれる中、ブロードバンド市場における迅速かつ円滑な紛争処理を確保するため、紛争処理機能の強化を図る。

具体的には、意見申出制度(電気通信事業法第172条)について、申出者の秘密保護に合理的な根拠があると認められる場合には、当該申出者を特定できる情報を開示しない仕組みを導入することとし、06年度中を目途に当該仕組みに関するガイドラインを策定する。

また、電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案を紛争処理機能の中で取り扱えるようにする他、土地等(電柱・管路などを含む)の使用に係る紛争事案について、現行の裁定に加えて、あっせん・仲裁を可能とする仕組みとする等、紛争処理機能の取扱範囲の拡充についても、可能な限り速やかに所要の制度整備を行う。

(9) 市場退出ルールの見直し

電気通信事業の休廃止について、当該事業者の経営判断のみならず、接続事業者の対応に依存する部分があることを踏まえ、市場退出に関するセーフガード措置(例えば預託金制度)について一定のルールを確立するため、06年度中を目途にガイドラインを策定する。

(10) その他

IP化が進展する中、競争ルールの一層の透明性の確保を図る他、電気通信番号の在り方についても情報通信審議会等の場において継続的に見直しを図る。

また、国際的に生じる新たな課題について、必要に応じて行政も積極的に関与するとともに、競争ルールの国際的整合性を確保する観点から、OECD、ITU、APEC等のマルチ(多国間)の政策協議はもとより、バイ(二国間)の政策協議を通じ、積極的に政策動向についての情報発信を行い、各国政策当局間のコンセンサスの醸成等を図る。

3. 本プログラムのフォローアップ

本プログラムについては、透明性を確保する観点から、毎年7月を目途に進捗状況(プログレスレポート)を取りまとめ、情報通信審議会に報告・公表する。

また、市場構造の変化が急速に進展すると見込まれることから、必要に応じ、意見招請手続など透明な手続を確保しつつ、プログラムの見直し(リボルビング)を実施する。

なお、本プログラムの進捗状況を踏まえ、2010年の時点で通信法制全般について総合的な検証を実施するものとする。

(参 考)

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(06年6月20日)において、通信関連については、「高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図る」とともに、「NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る」とこととされた。また、「通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る」とこととされた。

これを受け、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(06年7月7日閣議決定)において、「『通信・放送の在り方に関する政府与党合意』に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する」旨決定された。

電気通信事業における紛争処理等の将来像

平成18年10月3日

電気通信事業紛争処理委員会事務局

目 次

| | | |
|-----|----------------------------|--------|
| 第1章 | 検討の目的 | - 18 - |
| 第1節 | 目的 | - 18 - |
| 第2節 | 背景 | - 18 - |
| 第3節 | 紛争処理の必要性と検討事項 | - 20 - |
| 第2章 | 想定される市場環境の変化 | - 22 - |
| 第1節 | I P化の進展 | - 22 - |
| 第2節 | 新規事業者の参入等 | - 25 - |
| 第3節 | アクセス網の高度化等 | - 27 - |
| 第4節 | その他の環境変化 | - 30 - |
| 第3章 | 環境変化に伴い発生が想定される紛争とその対応の方向性 | - 33 - |
| 第1節 | I P化の進展 | - 33 - |
| 第2節 | 新規事業者の参入等 | - 38 - |
| 第3節 | アクセス網の高度化等 | - 40 - |
| 第4節 | その他 | - 46 - |
| 第4章 | 今後の電気通信事業紛争処理委員会の在り方 | - 48 - |
| 第1節 | これまでの電気通信事業紛争処理委員会の活動評価 | - 48 - |
| 第2節 | 基本的な方向性 | - 50 - |
| 第3節 | 今後の電気通信事業紛争処理委員会の在り方 | - 51 - |

第1章 検討の目的

第1節 目的

ユビキタスネット社会形成の過程において、電気通信事業分野のネットワークやサービスも、固定・移動を問わず、音声中心からインターネットプロトコル（IP）中心に移行しつつある。これに伴い、市場の競争構造も大きく変化する可能性があることから、時代の流れに即応した新たな競争ルールの確立とその着実な実施が求められ、事業者間の紛争についても、従来にはない新たな分野や新しい形態での紛争が発生・増大することが考えられる。

このような認識の下に、環境変化の中で新しい形態の紛争に対しても迅速かつ円滑に対応していくことを目的として、電気通信市場における今後の基本的な政策課題についての電気通信事業紛争処理委員会の対応について、考え方を整理するとともに、電気通信事業紛争処理委員会の在り方についても検討を行う。

第2節 背景

我が国では、平成12年（2000年）に成立した高度情報通信ネットワーク社会形成基本法に基づき、e-Japan 戦略（平成12年）、e-Japan 戦略Ⅱ（平成15年）が策定され、これらに基づいた官民の努力の結果、世界で最も低廉で高速なブロードバンド環境が実現されたほか、その利活用が進められてきた。こうした中、平成13年には電気通信事業紛争処理委員会が設置され問題解決の仕組みが充実されるなど、電気通信事業分野における規制の在り方も大きく変わってきた。

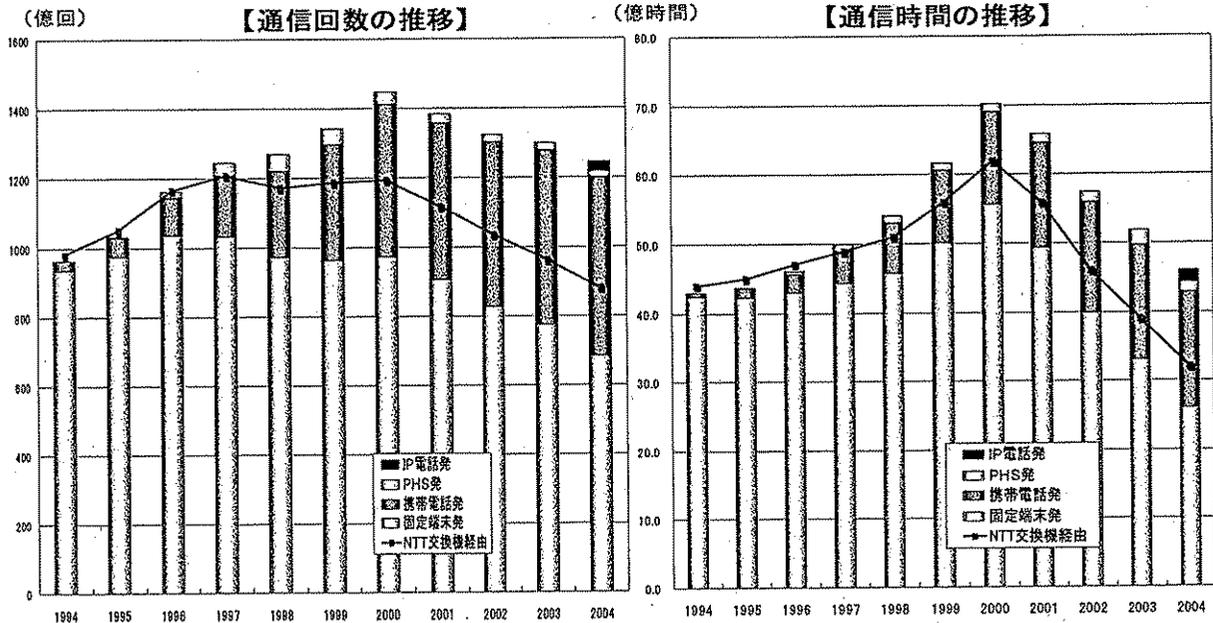
さらに、平成16年に総務省が打ち出した u-Japan 政策は、今後、あらゆる情報機器がブロードバンドネットワークで接続され、誰もがいつでもどこでも安全に情報をやりとりできる「ユビキタスネットワーク」が今後の情報通信基盤となることを見込んでおり、これを利活用するユビキタスネット社会の形成について平成22年（2010年）を目標として進めることとしている。

このユビキタスネット社会形成の過程において、IP化の進展¹、新規事業者の参入、アクセス網の高度化、料金の低廉化等が進み、従来からのPSTN²のネットワークやサービスを前提とした電気通信市場構造が大きく変わりつつある。例えば、PSTNの通信回数は平成8年（1996年）をピークに減少しており、通信時間も平成12年（2000年）をピークに減少に転じている。また、固定・移動の加入者数も平成12年に逆転している。

¹ 通信サービスのIP化に加えて、インターネットの技術やビジネス全体についても、WebサービスやSNS・ブログ等の分散型・参加型を中心としたWeb 2.0と呼ばれる段階へ大きく進化しつつあると言われている。

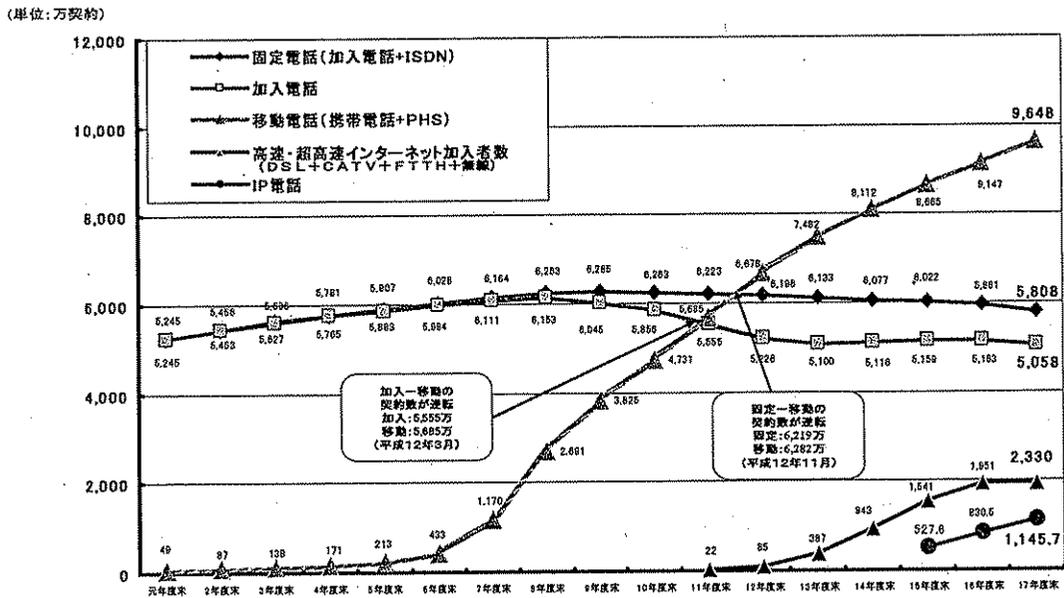
² Public Switched Telephone Network の略。一般の加入電話回線ネットワークのこと。

<図表-1>トラフィック



出典：「トラフィックからみた我が国の通信利用状況」（総務省）他

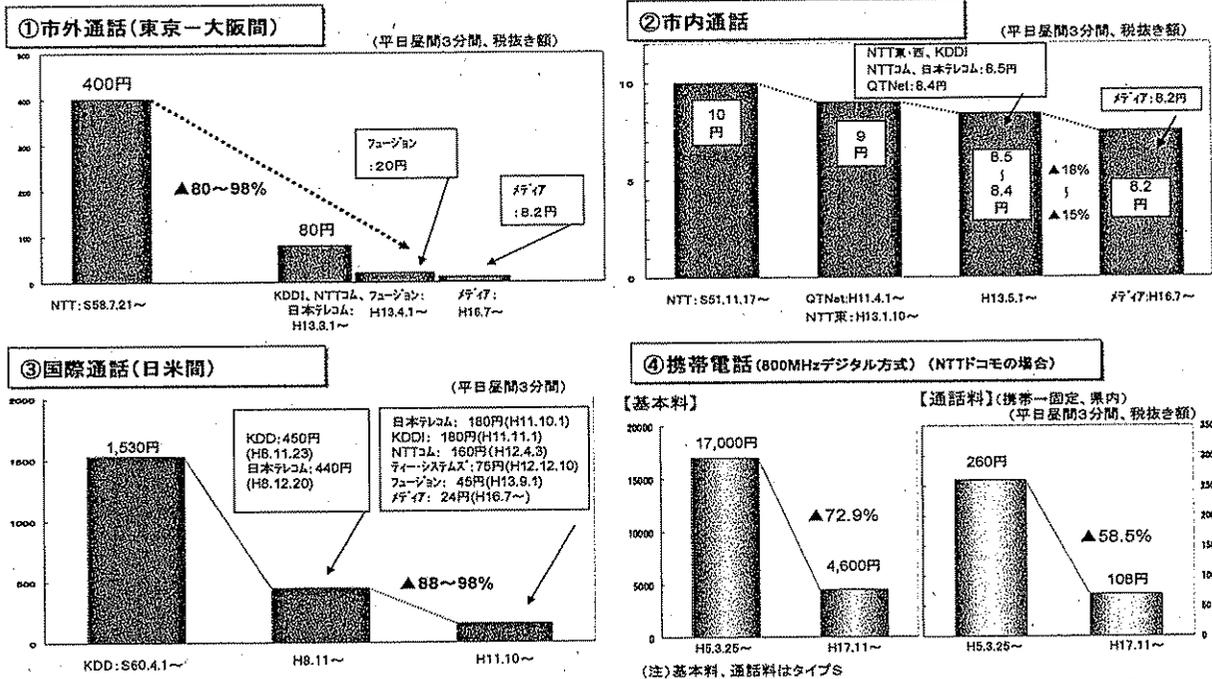
<図表-2>固定・移動の加入数



出典：「第67回電気通信事業紛争処理委員会」資料等

<図表-3>料金の低廉化

(H18. 4. 1現在)



出典:「第67回電気通信事業紛争処理委員会」資料等

第3節 紛争処理の必要性と検討事項

ア)紛争処理の必要性

こうした大きな環境変化に伴い、今後解決が必要な課題が数多く発生すると考えられるが、電気通信事業紛争処理委員会において取り扱う接続等に関する電気通信事業者間等の紛争も、新たな多様性と複雑性を備えたものとなる可能性がある。特に、今後の紛争処理の観点から注目されるのは次の二つの要素である。

第一に、IP化の進展が市場に与える影響である。IPの利用がデータ通信を中心とした領域から多様な領域に広がること等により、固定通信事業・移動体通信事業の間や、通信事業・コンテンツ事業の間などに従来存在した垣根が低くなる。その結果、垂直的・水平的な事業の統合や連携が進展し、事業の効率性向上や利用者の利便性向上が期待される一方で、事業者間に新たな問題を発生させる可能性があると考えられる。

第二に、競争状況の進展が市場に与える影響である。新規参入、MVNO³の拡大、FTTH⁴等の普及等、競争状況が進展することで利用者利便の向上が期待される一方で、事業者間に新たな問題を発生させる可能性があると考えられる。

³ Mobile Virtual Network Operator (仮想移動体通信事業者) の略。a) 既存の移動体通信事業者の提供する電気通信役務としての移動通信サービス (以下単に「移動通信サービス」という。) を利用して移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、b) 当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設していない者 (「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」平成16年4月総務省総合通信基盤局)。

⁴ Fiber to the Home の略。各家庭までの光ファイバケーブルを用いて超高速のブロードバンドサービス等を提供するサービス。

こうした新たな状況に対応するため、電気通信事業紛争処理委員会においても、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく競争ルールの事後的な担保・補完の機能、特に電気通信事業分野における専門的な知見等を活用して迅速・円滑にあっせん及び仲裁による紛争処理を行ういわゆるADR機関としての意義⁵が、一層高まることが想定される。

イ)検討事項

こうした認識に基づき、ここでは平成22年（2010年）頃までに想定される市場環境の変化（第2章）、それに伴い発生することが想定される紛争とその対応の方向性（第3章）について、従来からの電気通信事業紛争処理委員会の在り方を前提とした検討を行った。また、付随的に、市場環境の変化を踏まえた総務省によるルールの整備の動向等についても考察を加えた。

さらに、電気通信事業紛争処理委員会が今後の市場環境の変化に対応した活動を行っていくため、これまでの活動について検証するとともに、当面の取組の方向性や中長期的な課題等今後の電気通信事業紛争処理委員会の在り方（第4章）についての検討を行った。

こうした検討の成果に基づく紛争処理機能の更なる整備とその発揮により、電気通信事業紛争処理委員会が新しい形態の紛争に対して迅速かつ円滑な処理を行い、電気通信サービスの利用者のニーズに応える新サービスの提供に寄与することを目指す。

⁵ ADR（Alternative Dispute Resolution）は、通常、「裁判外紛争処理」、「裁判外紛争解決」と訳され、裁判と並ぶ紛争解決の手段と認識されているが、電気通信事業法に基づき電気通信事業紛争処理委員会が行うあっせん及び仲裁は、これを利用する立場から見ると、このような裁判の代替という性格よりも、総務大臣が行う命令、裁定等の代替という性格を強く有するものと考えられる。

第2章 想定される市場環境の変化

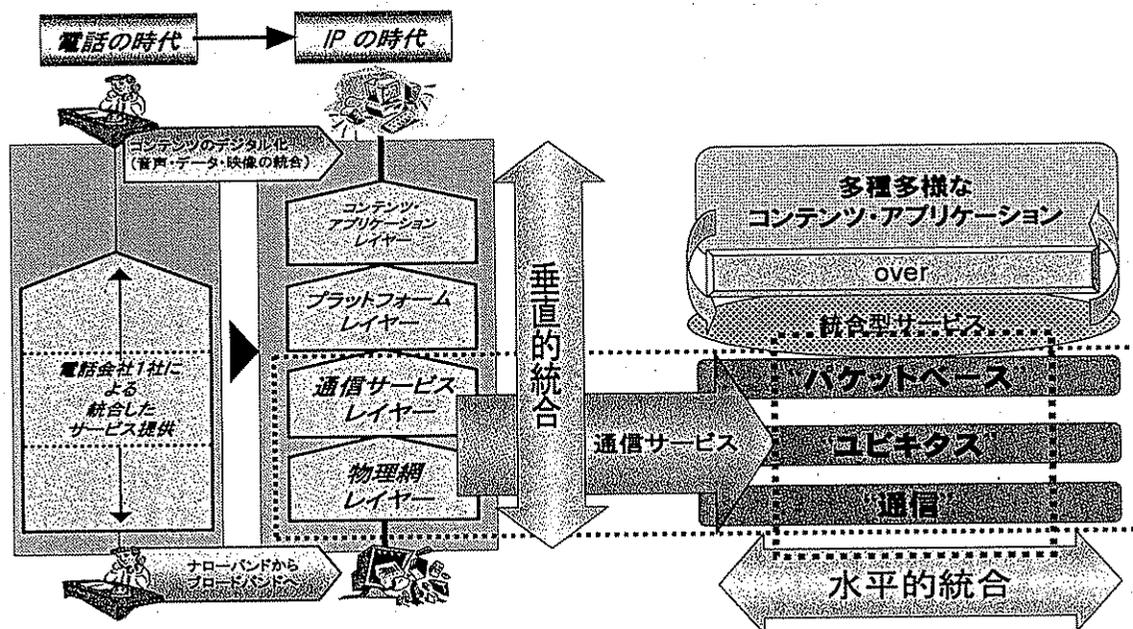
第1節 IP化の進展

第1項 競争状況の多様化

2010年代初頭に向け、従来からのPSTNとの互換性を持ちながらも、固定か移動かを問わず、ブロードバンドを含む多様なアクセス手段により共通的に利用できる、IPをベースに様々なサービスやアプリケーションに対応した次世代ネットワーク⁶の整備が進展することが見込まれている。

この流れの中で、IP技術が様々なネットワークやサービスで利用される共通的な技術となり、その結果、電気通信事業者が提供する物理網・端末等からISP、コンテンツ・アプリケーションに至る複数のレイヤー（事業領域）を縦断する垂直的な統合や連携の幅が一層拡大することが予想される。さらに、FMC（Fixed-Mobile Convergence）と呼ばれる固定・移動のサービス融合等が進展することを通じ、レイヤー内の横断的な統合や連携も促進されることが予想される⁷。

<図表-4>レイヤー型ビジネスモデル



出典:「第67回電気通信事業紛争処理委員会」資料

⁶ 次世代ネットワークは、IPをベースとしてNGN（Next Generation Network）の技術により構築されることが想定される。NGNはITUにおいて現在標準化が進められている。

⁷ 垂直・水平の統合や連携の事例としては、例えば、KDDIが平成16年11月から提供している「着うたフル」に代表される携帯電話とコンテンツサービスの連携、平成17年6月から英国BTが開始した固定・携帯の端末融合サービスである「BT Fusion」、FTHサービス・IP電話・IPTV・VODサービスを統合した「YahooBB!光TV Package」など。

一般的に、こうした統合や連携の結果、新サービスが利用者に提供されることによる利便性の向上や事業者間の設備や業務の共通化等による事業効率の向上が実現されることが期待される。

しかしながら、ネットワーク型のサービスについてはいわゆるネットワーク効果⁸等を背景にいわゆる一人勝ちの構図が成立しやすいと言われることもあり、市場支配力を有する事業者が統合や連携に関係することで、レバレッジ⁹や市場閉鎖¹⁰を通じて競争に悪影響を与える可能性が高まることも考えられる。

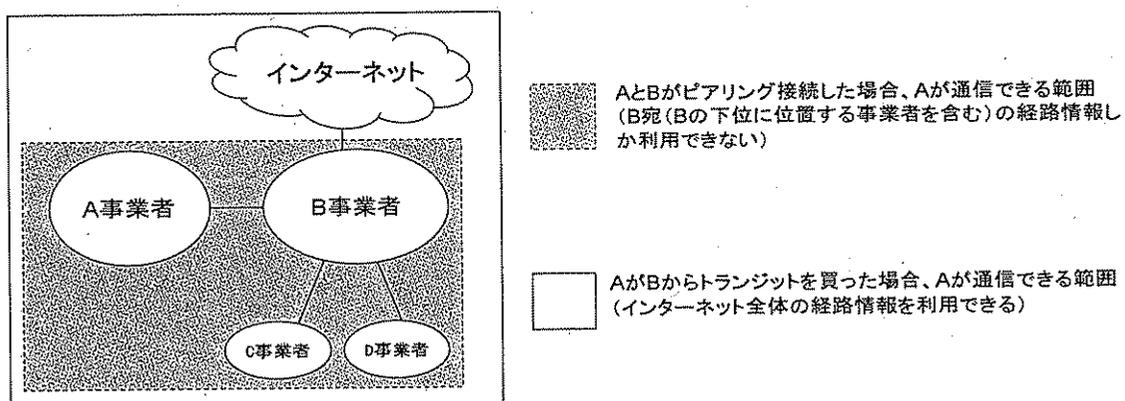
第2項 IPネットワーク間の相互接続の拡大

今後、IP技術が様々なネットワークやサービスで利用される比が高くなることで、IP技術での相互接続の重要性は増大すると考えられる。

今日、ISP間の相互接続については、大別して、無償でトラフィックを交換するピアリングや、有償でグローバルなインターネット接続を購入するトランジットの二種類がある。また、物理的な接続点については、IX（Internet Exchange）で複数事業者間の相互接続を行う形態と、当事者間で個別に専用線等を利用して接続する形態がある。こうしたISP間の相互接続に関する慣行については、実態把握や事例の整理等が十分な状態にあるとは言えない。

<図表-5>ピアリングとトランジット

- 同規模の利用者を持つ事業者同士では「ピアリング」により、無料で相手方宛のトラフィックを交換する。
- 一方、規模に差がある場合には「トランジット」によりインターネット全体への接続性を有償で購入する形態により接続される。通常、ネットワーク規模の小さい事業者からネットワーク規模の大きな事業者へ接続料が支払われることとなる。



出典：各種資料より作成

⁸ ネットワークの特性を持つサービス等において、その利用者数等がそのサービス等の利用価値に影響を与えるという性質。

⁹ ある商品市場において既に独占力を持つ企業が抱き合わせ等によってその独占力を梃子（レバレッジ）にして他の商品市場における独占化を図ること。

¹⁰ 排他的な取引関係の形成による排除等によって競争者の費用引上げを図ること。

IPはオープンな規格であり、従来のインターネットの普及過程ではISP間の相互接続が自発的に進められていることから、相互接続についての問題は顕在化しなかった。しかしながら、平成17年10月に米国の大手ISPであるレベル3コミュニケーションズが同じく大手ISPのコジェント・コミュニケーションズとの接続を一方向的に遮断するなど市場環境の変化の兆しも見受けられる。

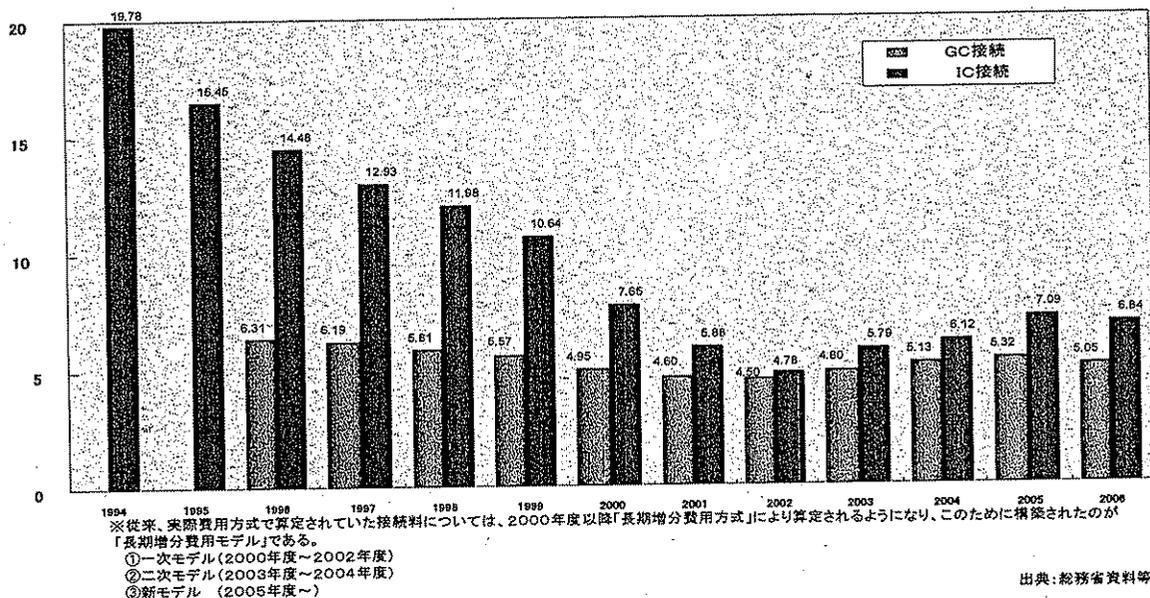
また、これまでは各ISPに対応が任されてきた信頼性やセキュリティの確保、トラフィック増大への対処といった事業者横断的な解決が必要な課題が、IP技術が幅広いサービスの基盤となっていく過程において重要となっていく可能性がある。さらに、今後整備が進むことが予想される次世代ネットワークの利用に関して、どのような接続ルールが形成されていくのかは現時点では不明確である。

こうした諸点を踏まえれば、発生する紛争の特性、紛争処理を行う上での隘路等は必ずしも明確ではない状況であるものの、IPネットワークの相互接続については、紛争処理の観点から注視する必要があると考えられる。

第3項 PSTNのトラフィック減少

音声通信需要が携帯電話やIP電話へ移行することにより、近年のPSTNのトラフィックは減少する傾向にある。これにより、現在長期増分費用方式¹¹で算定されているNTT東日本及びNTT西日本の市内電話網への接続料が上昇傾向となっており、さらにそのネットワークに接続する競争事業者の接続料に波及する可能性がある。

<図表-6>接続料の推移



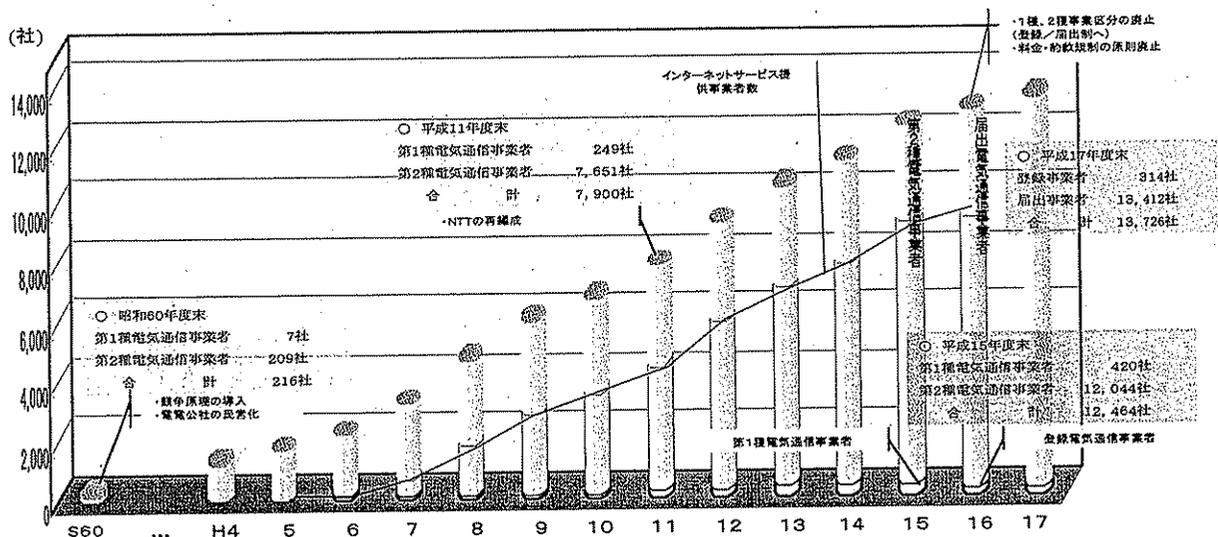
¹¹ 長期増分費用 (LRIC: Long Run Incremental Cost) 方式とは、事業者間における接続料算定に当たり、ネットワークの費用を、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術を利用することを前提としたモデルに基づいて算定する手法のこと。

第2節 新規事業者の参入等

第1項 競争の活性化

電気通信事業分野においては、昭和60年に競争が導入されて以来、電気通信事業者数が順調に増加してきている。これと並行する形で、累次の競争ルールの整備や規制の見直しも行われており、最近では、平成16年4月に第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の事業区分の廃止、参入・退出規制について許可制の廃止と登録制・届出制等への移行、サービス提供に係る規制についての料金・契約約款の作成義務等の原則廃止等、参入規制やサービス提供に関する規制が大幅に緩和された¹²。

<図表-7> 電気通信事業者数の推移



出典：総務省資料等

こういった中で、携帯電話事業の分野においては、平成17年11月10日、イーモバイル株式会社(運用開始予定：平成19年3月)及びアイピーモバイル株式会社(同：平成18年10月)の二事業者について、新たに携帯電話用に使用可能となる周波数を使用する特定基地局の開設計画が認定され¹³、新規参入が実現する見込みとなった。

¹² 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第125号)が平成16年4月から施行された。

¹³ ソフトバンクグループのBBモバイル株式会社についても、同日、特定基地局の開設計画が認定されたが、その後、同グループによるボーダフォン株式会社の買収に伴い、平成18年4月28日、総務省に対して開設計画の認定書を返納したため、BBモバイル株式会社による携帯電話事業分野への新規参入はなくなった。
なお、アイピーモバイル株式会社は、運用開始時期を当初予定していた平成18年10月から、平成19年春に変更することを平成18年7月に発表した。

また、携帯電話の利用者が携帯電話事業者を変更した場合に、電話番号を変更することなく変更後の携帯電話事業者のサービスを利用できる番号ポータビリティを平成18年11月までに開始することが予定されており、利用者利便の向上に加え、携帯電話事業者間の競争活性化が期待されている。

加えて、周波数の割当てを受けず、既存の移動通信事業者(MNO¹⁴)の提供する電気通信サービスを利用して利用者に対し移動通信サービスを提供するMVNOについては、従前は、MNOがMVNOとの協業に消極的であったためサービス展開も限定的であったが¹⁵、新たに携帯電話事業分野への参入を計画している事業者には、積極的にMVNOと協業していくことを表明している者がいるほか、既存の事業者の中にも同様な動きがあるなど、今後事業展開が本格化するものと考えられている。

このように、電気通信事業分野においては、新規参入事業者の増加等が進む中で、電気通信事業及びこれと関係する諸市場全般において、事業者間の競争が活性化することが想定される。

第2項 事業者間の連携の在り方の多様化

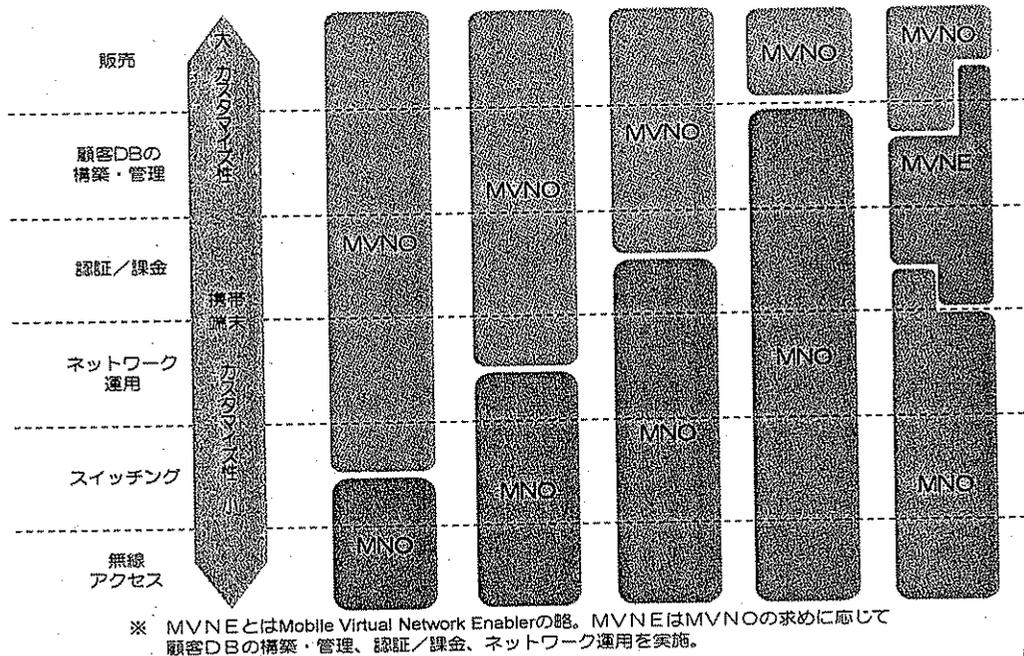
前項で述べた参入規制の緩和等に伴い、競争の活性化に加え、多様な事業形態を有する新規事業者が増加していくことも想定される。また、今後、事業展開が本格化することが考えられるMVNOについても、MNOが提供する通信サービスの単純な再販からMNOの機能のかなりの部分を担うものまで、多様な事業形態を有するものが出現する可能性がある。

その結果、新規事業者と既存事業者の間、FMCを実現するための固定通信事業者と移動通信事業者の間、MVNOとMNOの間等において多様な連携が行われることが想定される。一般に、こうした連携は競争優位の獲得を目指して行われるため、各々の事業者がこれを模索する結果、競争相手の事業者に対しては排除的な性質を持つ傾向にあることも想定される。

¹⁴ Mobile Network Operator。

¹⁵ 現在、我が国におけるMVNOの大半は、PHS事業者(ウィルコム)のMVNOとして法人向けデータ通信サービスを提供するという形態(日本通信のb-mobile(カード型PHS使用のデータ通信)等)。携帯電話事業者のMVNOとしては、au(KDDI)等のMVNOとしてセキュリティサービス(ココセコム)を提供しているセコムなど少数。

<図表-8> MVNOの多様なビジネス構造



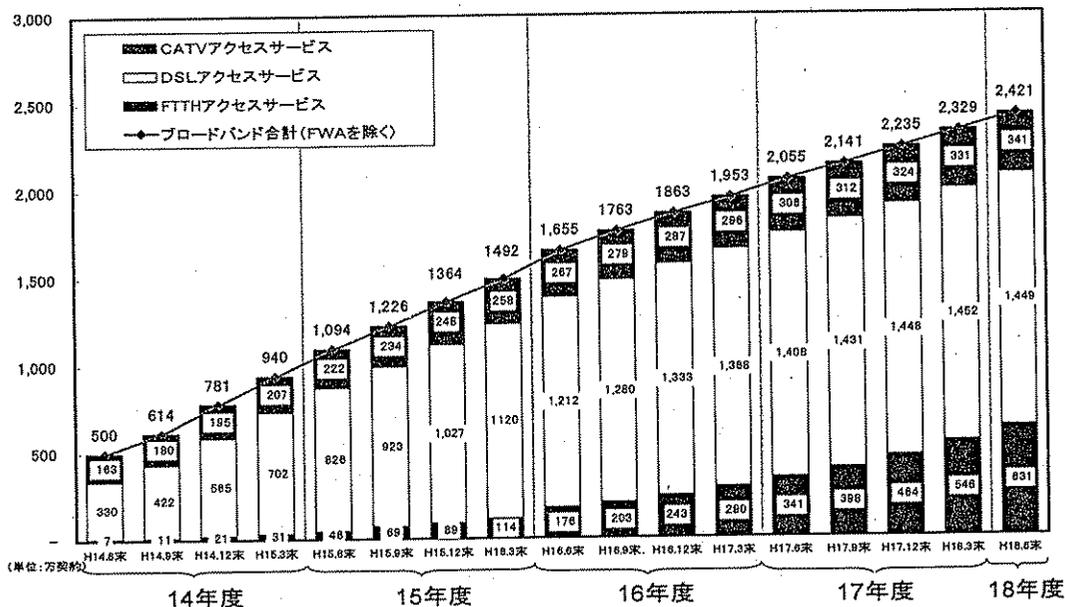
第3節 アクセス網の高度化等

第1項 ブロードバンドサービスの現状

我が国のブロードバンドの現状については、アンバンドル政策が採られたこと等を契機として、ブロードバンドのアクセスサービスの利用者数が急増し、総務省の調査では、平成18年6月末現在で、DSLサービスで1,449万回線、FTTHサービスで631万回線及びCATVサービスで341万回線の加入となっている。これに加えて料金の低廉化と高速化も進んできており、日本のブロードバンドのアクセスサービスは、世界的に見ても、最も低廉で、最も高速なサービスになってきている現状である。

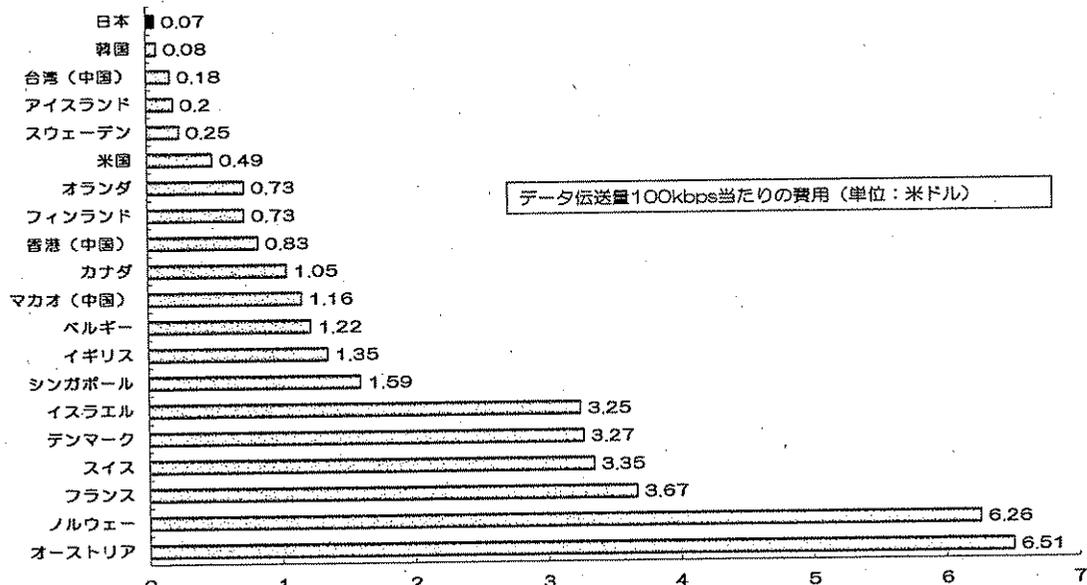
さらに、最近では、FTTH契約の純増数がDSL契約の純増数を上回る状況となっており、普及の中心は、DSLに代表される高速ブロードバンドから、FTTHに代表される超高速ブロードバンドに移行しつつある。

<図表-9>ブロードバンドサービスの契約数



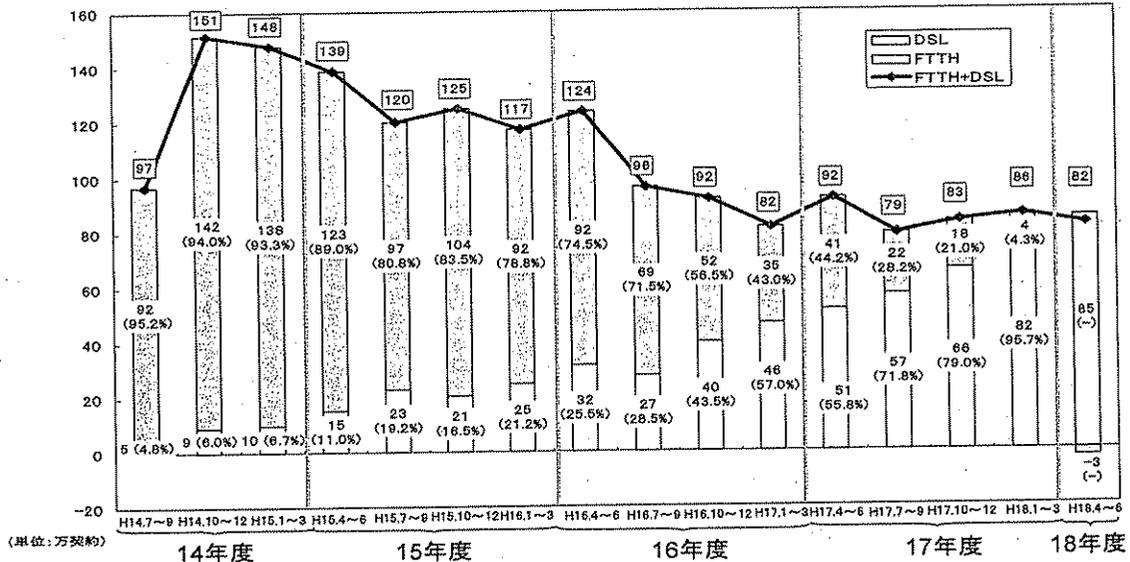
出典:「ブロードバンドサービス等の契約数(平成18年6月末)」(総務省)

<図表-10>ブロードバンド料金の国際比較



出典: "ITU Internet Reports 2005: The Internet of Things" (2005年11月)

<図表-11>ブロードバンドサービスの純増数(四半期毎)



(注)平成16年4月~6月期のFTTH純増数については、平成16年4月以降集計方法の変更を行ったため、統計を元に計算したダミー値となっており、公表数値を計算した結果とは異なる。

出典:「ブロードバンドサービス等の契約数(平成18年6月末)」(総務省)

第2項 市場の将来像

ブロードバンド市場の将来像については、各事業者から戦略が打ち出されている。例えば、NTTグループは、平成16年11月、「NTTグループ中期経営戦略」を発表し、平成22年(2010年)までに光アクセス・次世代ネットワークサービスを3,000万加入まで拡大するという目標を明らかにした。

また、KDDIは、平成16年9月に固定電話網のIP化計画を発表しており、平成17年度より既存網のIP化に着手して交換機のソフトスイッチ¹⁶への置換を平成18年度末までに完了させ、ブロードバンドを利用しない利用者に対してもIP技術により低廉なサービス提供を図ることとしている。

このような状況を考慮すれば、2010年代初頭において、IP化が本格的に進展し、アクセス網の光ファイバ化が進展する一方で、メタル回線に依存する利用者も相当程度残り、双方が混在する状況となることが予想される。

この場合、次世代ネットワークへの移行やメタル回線からFTTH等への移行が、他事業者の既存サービスの継続性や将来計画に影響を与えることから、事業者間の紛争が生じる可能性がある。また、光ファイバの純増がDSLの純増を上回る状況下において、線路敷設及び設備設置のための基盤となる電柱・管路等の他事業者による利用が高まることと予想され、電柱等の保有者とその利用を希望する事業者間における紛争が生じる可能性がある。

¹⁶ 音声通信をIPで転送する交換機。従来の交換機を利用する場合と比べ、IP網との親和性が高く、バックボーンをデータ通信網と共通化したり認証・ルーティング機能を統合化したりすることにより、ネットワーク構築コストを削減可能。

一方、無線によるブロードバンドサービスも急速に普及している。無線LAN機能は、パソコンのみならずゲーム機等への搭載が拡大しており、さらに潜在的に多くの機器が無線LAN端末として利用できる可能性があるため、今後の成長率が高い分野であると考えられる¹⁷。現在、宿泊施設、公共空間及び飲食店等に設置されたホットスポットにおける高速インターネットサービスの提供が急速に拡大しており、今後、WiMAX¹⁸等の広帯域移動無線アクセスを活用したサービスの進展¹⁹等により、幅広いエリアでVoIP²⁰が可能となるなど無線系アクセス網の高度化・多様化が更に進展することが予想される。

第4節 その他の環境変化

第1項 NTT中期経営戦略の推進

前項のとおり、NTTグループは、平成16年11月にNTTグループ中期経営戦略を発表し、平成22年(2010年)までに光3,000万加入を目指すこととし、IP化への対応や固定・移動の融合サービス実現等を可能とする次世代ネットワークへの移行に対して積極的な投資を行うことを明らかにした。また、平成17年11月には「中期経営戦略の推進について」を発表し平成18年からの次世代ネットワークのフィールド実験、平成19年からの加入系構築とサービス提供開始も明らかにした。

¹⁷ 公衆無線LANの平成18年6月末における契約数は約550万件である(無線LAN単体での契約以外に、他アクセスサービスのオプションとして使える状態にあるもの等も含む。)

¹⁸ Worldwide Interoperability for Microwave Access の略。IEEE802.16a は高速の無線LAN規格の一つであり、通信速度最大約75Mbps。いわゆるラストワンマイルでの利用等も想定されている。一方、現在標準化中のIEEE802.16e は移動体での利用を想定しており通信範囲2~3km、通信速度最大75Mbps。

¹⁹ 例えば、YOZANが平成17年12月から国内初のWiMAXを活用した公衆無線LANサービスを開始。

²⁰ Voice over IP のこと。IPプロトコル上で音声通信をするアプリケーション。

<図表-12> 中期経営戦略のスケジュール

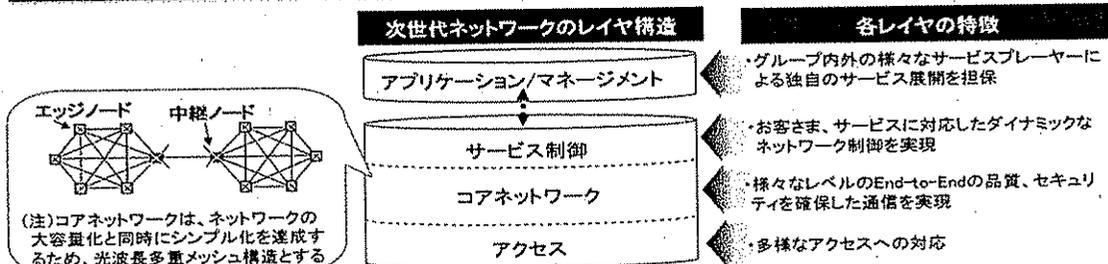
STEP1：2006年度下期から、フィールドトライアルを開始するとともに、NTT東日本・NTT西日本のIP網に中継ノードや光波長伝送装置の導入を開始して次世代ネットワーク中継系の構築に着手
 STEP2：2007年度下期から、エッジノード及びサービス制御機能を導入し、次世代ネットワークによるサービスの本格提供を開始(既存IP網にオーバーレイする形で面的に展開)
 STEP3：NTTドコモによるスーパー3Gの導入を契機とした移動網用エッジノードの導入及びATM網(音声)のIP化に合わせて、移動系とのシームレス化を実現

| 年度 | 2006 | 2007 | 2008~ |
|------------------|---------------------------------------|------------------------------------|--|
| 次世代ネットワークの導入ステップ | | STEP1 フィールドトライアル | STEP2 STEP3 |
| コアネットワーク | | 中継系の構築開始 (中継ノード導入 光波長伝送装置導入) | 加入系の構築開始 (エッジノード導入) |
| サービス制御機能 | | | サービス制御機能導入開始 (IMS方式の導入 (ITUの標準化に準拠)) |
| サービス展開 | ▲ 試行サービス <地域・ユーザ限定の フィールドトライアル> | ▲ 次世代サービスの本格展開 | ▲ ブロードバンドインターネットアクセス ▲ IP電話 ▲ 映像配信用マルチキャスト通信 ▲ 双方向映像(データ)コミュニケーション ▲ イーサネットサービス等 |

出典：「NTTグループ中期経営戦略の推進について」(日本電信電話株式会社)

<図表-13> 次世代ネットワークの概要

- 既存の固定電話網とIPネットワークの特長を兼ね備えた安心・安全・便利なネットワーク
- IPベースで固定(県内/県間、東日本/西日本)/移動のシームレスなサービスの提供を、現行法の枠内で公正競争条件を確保しつつ、グループ内の連携により可能とするネットワーク
 (ブロードバンドインターネットアクセス/IP電話/映像配信用マルチキャスト通信/双方向映像(データ)コミュニケーション/
 イーサネットサービス等を提供)
- 技術革新やサービスの高度化・多様化に対応できるようレイヤ構造モデルを採用(下図参照)
- サービス制御機能は、ITU*で標準化が進められているIMS**に準拠 *国際電気通信連合 **IP Multimedia Subsystem
- アプリケーション・マネージメントシステムとの間で一定条件下でのインターフェース開示により、様々なサービスプレーヤーが次世代ネットワークを活用して多彩なアプリケーションサービスを提供できるネットワーク
- 他キャリアやISPとのコネクティビティ(相互接続性)とセキュリティを確保したオープンなネットワーク



出典：「NTTグループ中期経営戦略の推進について」(日本電信電話株式会社)

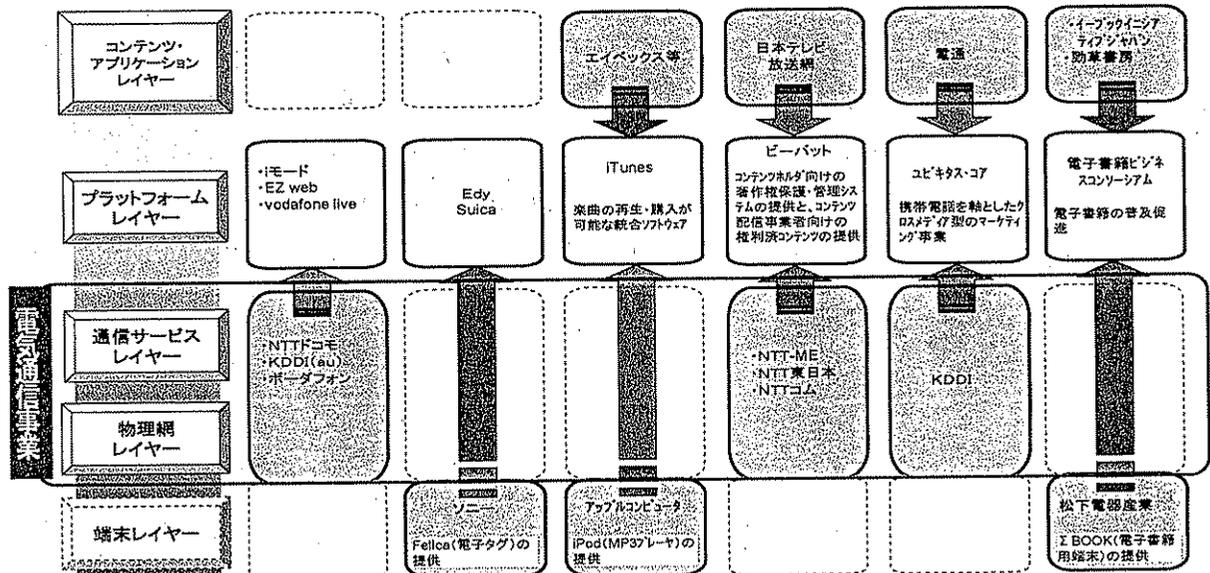
これについては、従来のネットワークにおける市内網の開放のような問題と同一の問題が生じるかどうかは現時点では明確には言えないものの、先行者利益と競争優位の獲得という観点から、競争相手の事業者に対して排他的な性質を持つネットワークが構築されていく可能性があると考えられる。その結果、次世代ネットワークと他事業者のネットワークとの接続等について、接続条件や情報開示等の在り方等が改めて課題となる可能性がある。

第2項 通信・放送融合の進展

我が国では、通信のブロードバンド化と放送のデジタル化が平行して進展しており、いわゆる通信・放送の融合・連携に関する検討が今後も進展することが予想される。例えば、現状では、トリプルプレーやクアドルプルプレー²¹といったビジネス面での連携のほか、ブロードバンドを利用した映像配信²²、ラジオ放送局によるポッドキャスト²³等が実施されている。さらに、平成18年4月から開始された携帯端末向け放送（ワンセグ）、今後の実用化が見込まれているサーバー型放送²⁴等により、こうした傾向は一層進むことが考えられる。

このような状況においては、電気通信事業者が関連するビジネス領域がコンテンツ市場や端末市場等隣接する市場へ拡大していく可能性がある。

<図表-14> 融合サービス事例



(注1)「プラットフォームレイヤー」の機能

認証・課金、著作権管理(DRM)、取引仲介などの機能を指し、「コンテンツ・レイヤー」と「通信サービスレイヤー」の橋渡しの役割を果たす。

(注2)本資料は、懇談会事務局において試行的に取りまとめたものであり、内容については、資料に記載されている法人の了承を得たものではありません。

出典：「第67回電気通信事業紛争処理委員会」資料

- 21 音声通話、ブロードバンド、TVをバンドルしたサービスをトリプルプレーと呼び、これに移動体通信をバンドル化したサービスをクアドルプルプレーと呼ぶ。
- 22 USENが提供するGya o、ソフトバンクグループのBBTV、KDDIの光プラスTVなど。
- 23 携帯音楽プレイヤー向けの番組提供を指す。
- 24 サーバー型放送サービスは、放送及び通信ネットワークからのコンテンツを一端端末で蓄積し、利用者ニーズに応じた多様な視聴を可能とする放送サービス。

第3章 環境変化に伴い発生が想定される紛争とその対応の方向性

第1節 IP化の進展

第1項 競争状況の多様化

(1) 発生が想定される紛争

前述のようなコンテンツ事業とのかかわりの拡大やFMCの進展等を背景に、電気通信事業者がかかわる垂直的な統合や連携、水平的な統合や連携が拡大する状況において、市場支配力を持つ事業者が関連する排他的なアライアンス²⁵が形成される可能性がある。アライアンスは、サービス供給の効率性の向上、利用者の利便性向上等が期待されるものであり、それ自体直ちに好ましくないというものではないが、一方で、レバレッジや市場閉鎖によってアライアンス外の電気通信事業者に対する差別的取扱等が行われることなどを通じ、競争に悪影響を与えることも懸念される。

例えば、物理網等を保有しアプリケーションやコンテンツ、プラットフォーム等の上位レイヤーの事業を垂直統合したアライアンスが、通信サービスを源泉とする市場支配力を背景に、上位レイヤー事業での競争事業者に対して取引の拒絶や価格差別を行ったり、上位レイヤー事業での競争事業者の費用を引き上げたりすること等で、上位レイヤーの市場での支配力を強化する結果、事業者間の公正な競争を阻害する場合等が考えられる。

また、今後、アプリケーション・コンテンツ、プラットフォームといった上位レイヤーで市場支配力を有しつつ電気通信事業を統合したようなアライアンスが、電気通信事業分野での市場支配力を強化し、競争に悪影響を与えるような場合もあり得ると思われる²⁶。

こうしたアライアンスが形成されている場合においても、当該アライアンスの内外にかかわらず、例えば、電気通信回線設備を有する電気通信事業者は、他の電気通信事業者から接続請求を受けたときは、電気通信事業法により原則的にこれに応じる義務がある²⁷。また、指定電気通信設備を有する電気通信事業者は、自らの設備に他事業者が接続

²⁵ ここでは経営統合やサービス提供のための提携等を一括して指すこととする。

²⁶ 特にOSなどコンピュータソフトウェアの分野等においては、ネットワーク効果等を背景として高度に集中的な市場が成立する例が見られ、そうした分野での支配力を梃子にする事例が考えられる。

²⁷ 第32条 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

1. 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
2. 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき
3. 前2号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき（①電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること。②電気通信設備の接続の応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的に又は経済的に著しく困難であること）

する場合の条件を約款としてあらかじめ作成し、公表する必要がある²⁸。その他、電気通信事業者間の卸電気通信役務提供が問題となる場合にも、電気通信事業法第6条の規定²⁹により、アライアンス内の事業者に対して役務提供が行われている場合には、アライアンス外の事業者を不当に差別することはできない。他方、サービスのバンドル化に伴う料金回収代行といった取引において、アライアンスに関係する取引拒絶や取引条件の差別があった場合等には、必ずしも解決のためのルールが明確ではないため、紛争が発生する蓋然性が高いと考えられる。

(2) 対応の方向性

電気通信事業法において明確化されている部分については、電気通信事業法の考え方に従い適切に紛争処理を行うべきであると考えられる。他方、明確な事前ルールが存在しない事例においては、電気通信事業法の趣旨³⁰を踏まえつつ、当該取引に関連する諸規範を考慮して総合的に対処することが適切であると考えられる。その場合、必要な範囲で新たなルール整備への貢献を行っていくことが望ましいと考えられる（このような考え方は、本章で取り上げるものも含め、電気通信事業紛争処理委員会が取り扱う全ての紛争への対応に当たって共通するものである。）。

また、競争状況の多様化に伴い発生が想定される紛争の解決に当たっては、次のような点にも留意する必要があると考えられる。

なお、コンテンツを販売する事業者とその配信を行う電気通信事業者の間で紛争が発生するなど、紛争当事者が電気通信事業者以外となる場合も想定されるが³¹、こうした場合についても迅速・円滑な紛争処理の要請に responding していくことについて検討を行っていくことが考えられる³²。

²⁸ 固定通信網の場合、ある事業者の加入者回線の占有率が50%（都道府県ごと）を超える場合、加入者回線や交換機等が第一種指定電気通信設備として指定される。設備を保有する事業者は、当該指定電気通信設備への接続料・接続条件を約款に定め、総務大臣の認可を受け、公表しなければならない。

一方、移動通信網の場合には、ある事業者の保有する端末設備の占有率が25%（業務区域ごと）を超える場合、基地局回線や交換機等が第二種指定電気通信設備として指定される。設備を保有する事業者は、当該指定電気通信設備への接続料・接続条件を約款に定め、総務大臣への届出を行い、公表しなければならない。

²⁹ 第6条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

³⁰ 第1条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

³¹ 関連する問題として、電気通信事業者と大量のトラヒックを発生させるコンテンツプロバイダやユーザ等の中で、ネットワーク利用やそのコスト負担の公平性をいかに確保すべきかという、いわゆる「ネットワークの中立性」の問題が議論されている。

³² 電気通信事業紛争処理委員会があつせん及び仲裁を行うことができる範囲は、電気通信事業者間の接続・設備の共用・卸電気通信役務の提供・その他の協定等に関するものに限定されている。

ア)取引の技術的・経済的実現可能性

取引の技術的・経済的な実現可能性は、紛争解決の前提条件であり、この点が満たされるかどうかについての判断が必要となると考えられる。

イ)アライアンスが市場に及ぼす影響

紛争当事者から入手した情報や公表された客観的なデータ等から得られた諸情報³³を考慮し、アライアンスが競争を阻害する蓋然性が高いと判断される場合には、アライアンス内外の同等性の確保を図るなど競争への悪影響を緩和するための適切な解決を図ることが望ましいと考えられる。

なお、アライアンスが達成する新たな利便性・効率性が競争への悪影響を上回ると判断される場合等においては、同等性の確保等について、より慎重な判断を行うことが望ましいと考えられる。

ウ)アライアンス内外の同等性

アライアンスの市場における存在が大きく、他事業者にとっても共通の競争基盤とも言えるような場合においては、例えば、取引の期間、経済的條件、品質・信頼性、手続、情報開示等に関して、同等性の確保を図ることが望ましいと考えられる。

第2項 次世代ネットワークへの移行

(1)発生が想定される紛争

今後、NTTグループ等を中心に次世代ネットワークの構築が進展する見込みである。それに伴い、事業者間の協議や総務省によるネットワークの接続ルール整備が行われることが想定されるが、その過程において新たなネットワークへの接続拒否、接続条件に関する当事者間の意見の不一致、情報開示が十分に行われないこと等が問題となる可能性がある。

(2)対応の方向性

前項の場合と同様に、電気通信事業法による明確な事前ルールが存在しない場合において紛争発生の蓋然性が高いと考えられ、その場合、電気通信事業法の趣旨を踏まえつつ、当該取引に関連する諸規範を考慮して総合的に対処することが適切であると考えられる。

ア)取引の技術的・経済的実現可能性

取引の技術的・経済的な実現可能性は、紛争解決の前提条件であり、この点が満たされるかどうかについての判断が必要となると考えられる。

³³ 例えば、競争評価等による市場画定、紛争原因となった対象についての代替物の供給や利用の可能性、消費市場への影響、紛争に至る経緯、技術力や資金力等に関する情報が有用であると考えられる。

イ)次世代ネットワークが市場に及ぼす影響

紛争当事者から入手した情報や公表された客観的なデータ等から得られた諸情報を考慮し、紛争の原因となった事象が競争を阻害する蓋然性が高いと判断される場合には、合理的な条件による取引の確保等競争への悪影響を緩和するための適切な解決を図ることが望ましいと考えられる。

なお、達成される利便性・効率性等が競争への悪影響を上回ると判断される場合等においては、影響緩和のための措置を講ずるに当たり、より慎重な判断を行うことが望ましいと考えられる。

ウ)取引条件の合理性

取引条件については、例えば、取引の期間、経済的条件、品質・信頼性、手続、情報開示等に関して、合理性の確保を図ることが望ましいと考えられる。

第3項 ISP間の相互接続

(1) 発生が想定される紛争

ISP事業者間の相互接続については、トラフィック量やコンテンツの有無により事業者間の力関係が絶えず変化することからピアリングからトランジットへの移行要請等が原因となり、一方的な接続拒否や接続条件の見直しをめぐる紛争が生じる可能性がある。仮に、接続拒否に至ったような場合、利用者のインターネット利用速度が低下したり、機能に障害が発生したり³⁴するなど利用者の利益を損ねる可能性がある。

また、物理網を保有する事業者が通信ネットワークを管理するPSTNと異なり、IPネットワークについては、セキュリティ確保や信頼性向上といったネットワーク管理上の課題に関してもISPの重要性は高まっているところ、これらをめぐり接続に関する紛争が発生する可能性が高まることも考えられる。

さらに、いくつものIP網が重層的に接続されて構成されているため、間接的に接続されているISPからのトラフィックに異常がある場合等、直接的な接続協定が存在しないISP同士の間で紛争が発生する局面も想定される。

(2) 対応の方向性

紛争解決に当たっては、次のような点に留意する必要があると考えられる。なお、直接的な接続協定が存在しないISP間の紛争についても、あっせん及び仲裁等による迅速・円滑な紛争処理の要請に応えていくことを検討する必要があると考えられる。

³⁴ 本文で前述したレベル3コミュニケーションズ社とコジェント・コミュニケーションズ社の事例では、一部利用者のメール送受信に障害が発生したと言われている。

ア)トランジット・ピアリング等の実態を踏まえた対応

まず、業界実態に合致した紛争処理を行う上では、トランジット・ピアリングといったISP間で行われている基本的な商慣行について、十分に事例を調査・整理しておく必要があると考えられる。

また、これまでに述べた項目と同様に、電気通信事業法による明確な事前ルールが存在しない場合における紛争が多く発生する可能性があることから、そうした場合には、電気通信事業法の趣旨を踏まえつつ、当該取引に関連する諸規範及び取引の実態等を考慮して総合的に対処することが適切であると考えられる。

イ)消費市場や競争に与える影響

総合的な対処を行うに際しては、価格や利用者の利便性等消費市場に与える影響や事業者間競争への影響等に関して考慮する必要があると考えられる。

第4項 PSTNのトラヒック減少

(1) 発生が想定される紛争

近年、NTT東日本及びNTT西日本のPSTNの接続料は、上昇する傾向にある。このような状況において、さらに接続相手方の競争事業者においてNTT東日本及びNTT西日本の接続料水準に合わせて接続料値上げが行われる事例が見受けられ、今後、こうした接続料の上昇を背景とした接続協定の細目をめぐる紛争が発生する可能性がある。

(2) 対応の方向性

紛争解決に当たっては、次のような点に留意する必要があると考えられる。

ア)接続料決定の実態を踏まえた対応

接続に必要な費用、競争の状況、接続料決定に関する商慣行等について、十分に事例を調査・整理し、実態に合致した対応を行う必要があると考えられる。

イ)消費市場・競争に与える影響

また、全体的な接続料上昇が消費市場及び事業者間競争に与える影響等に関して考慮する必要があると考えられる。

第2節 新規事業者の参入等

第1項 MVNOとMNO間の接続等

(1) 発生が想定される紛争

今後、サービス提供の拡大が想定されているMVNOについては、多様な事業形態により事業展開が行われるものと考えられるが、これに伴い、MVNOと他事業者との間において多様な連携を模索する動きが出てくる可能性がある。

他方、MVNOとMNOの関係については、MNOにとってMVNOはトラヒックの増加による増収等が期待できる面がある一方で、MVNOのサービスはMNOのそれと競合するなど、相互の利害が一致しないケースが生ずることも考えられる。

このような点を踏まえると、今後、MVNOとMNO間の接続等に関して多様な紛争が発生する可能性がある（例えば、MVNOの成功例とされる英国の Virgin Mobile についても、MNOである T-Mobile との間で収入の配分をめぐる紛争が発生したところである³⁵）。

(2) 対応の方向性

紛争解決に当たっては、MVNOに関する電気通信事業法上の整理も参考にしつつ、事業者との情報交換の強化等を進めていく必要があると考えられる。

ア)MVNOに関する電気通信事業法上の整理

MVNOによるサービス提供の拡大に伴い、MVNOの定義の見直しやMVNOに関する電気通信事業法上の整理を行うこと等が課題となることが想定され、これに対する行政上の指針の明確化も必要となるものと考えられる。

この点について、総務省においては、平成14年6月に公表（平成16年4月に改定）した「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用に関するガイドライン」の改正等も念頭に置きつつ、平成18年中を目途に、携帯電話事業の環境変化への政策対応について検討しているところである。したがって、紛争解決に当たっては、このようなMVNOに関する制度上の整理も参考として対応することが必要であると考えられる。

イ)事業者との情報交換の強化等

³⁵ 従前、Virgin Mobile は T-Mobile から、1 契約者当たり £ 4. 5 6 /月の「マーケティングサポート」(Marketing Support Contribution) と呼ばれるキックバックを受けていたが、実際にサービスを利用していない(inactive)契約者相当分も支払うことになっていたことから、T-Mobile が是正を求めていたもの。最終的には、マーケティングサポートを廃止し、他事業者のネットワークからの着信収入を Virgin Mobile が受け取る仕組みを導入することとなった。

MVNOとMNO間の接続等については、電気通信事業法及び当該ガイドラインに基づき行われることとなり、その形態については多様化することが想定され、将来どのようなMVNOが登場するのかについて、その全てを予測することは困難である。紛争解決に当たっても、このような多様なMVNOとMNO間の接続等の実態を十分踏まえて行えるよう、事業者との情報交換の強化等を進めていく必要があると考えられる。

第2項 新規・既存事業者間のローミング

(1) 発生が想定される紛争

移動体通信事業者が自社のサービス区域外でも他事業者のサービスを受けることができるようにする、いわゆるローミングについては、現在、資本関係が存在するなど一定の事業上の結びつきを有する事業者間において相互補完的なサービスとして行われているものと考えられる。

他方、今般の携帯電話事業分野における新規参入に伴い、新規事業者が、そのサービス提供地域の拡大途上において、既存事業者とのローミングを求めることも考えられる。

しかし、この場合の新規事業者と既存事業者との関係は、現在ローミングを行っている事業者間の関係とは異なり、サービスがお互い競合するケースも想定されることから、ローミングに関する協議が不調に終わり、それが紛争に発展する可能性がある。

(2) 対応の方向性

紛争解決に当たっては、利用者利便の確保を考慮しつつ、事業者との情報交換の強化等を進めていく必要があると考えられる。

ア)利用者利便の確保

ローミングにより、広い区域で移動通信サービスが利用できることは、利用者利便の確保に資するものであることから、これに配慮した対応が必要となるものと考えられる。

イ)事業者との情報交換の強化等

ローミングの実態を十分踏まえた対応が行えるよう、事業者との情報交換の強化等を進めていく必要があると考えられる。

第3節 アクセス網の高度化等

第1項 電柱・管路等の公平な利用

(1) 発生が想定される紛争

F T T Hや無線によるブロードバンドサービスの市場拡大により、線路敷設及び設備設置の基盤としての電柱、管路等の他事業者による利用が高まることが考えられるところ、N T T東日本及びN T T西日本が加入電話の線路基盤である当該線路敷設基盤を保有している点についてはI P化の進展の過程においても優位な立場である状況には変化はなく、電柱等の保有者とその利用を希望する事業者間における紛争が引き続き発生する可能性がある。

ア)ルール整備等の経緯

第一種指定電気通信設備との接続に当たっては、多くの場合、接続事業者はコロケーション³⁶が必要となるため、接続の円滑化のためにはその実現が適正な条件で図られる必要がある。そこで、平成8年、電気通信審議会（当時）の答申におけるルール整備の提言³⁷を受け、翌年の電気通信事業法等の一部改正により、接続に関して規定される接続約款にコロケーションの条件を規定することとした。

その後、平成11年12月の加入者回線のアンバンドル実現以後、アンバンドルされた回線との接続を円滑に行うためのコロケーションに関しては、コロケーションのためのスペース、電源及びM D Fの利用に関するもの、さらに、コロケーションを行うために必要な情報開示をめぐる紛争等が多発した。このようなコロケーションに関するルール整備については、平成12年2月の電気通信審議会の答申の要望を受け、同年9月の電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の改正により、接続約款に規定することとした。

また、平成13年4月には、電柱・管路等を他事業者が使用する際の公正、無差別、透明なルール整備を目的として「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」が策定³⁸されたことから、電柱・管路等の利用についても環境整備が一定程度進んできたと言える³⁹。

³⁶ 自らの設備を、アクセス網を保有する電気通信事業者の建物、管路、とう道、電柱等へ設置すること

³⁷ 電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方」（平成8年12月）において、他事業者が不可欠設備上のポイントまで伝送路を設置するために必要な建物・管路・電柱を提供すること等のルールが提言された。

³⁸ 電柱・管路等の提供について、貸与申込手続、貸与拒否事由、貸与期間等、設備保有者（電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者その他の公益事業者）及び事業者が遵守すべき標準的な取扱方法を具体的に定めたものであり、電気通信事業法上は、第128条第1項及び第129条第1項に規定する他人の土地等の使用権に関する協議の認可・裁定の運用基準となる。

³⁹ 例えば、平成17年の月平均の新規提供数は、当該ガイドライン策定時（平成13年）と比較し、電力会社の電柱で約2.7倍（165,896本）、通信事業者の電柱で約4.5倍（24,283本）

しかしながら、当該ガイドラインによっても、電柱等の保有者側が設備使用計画を決定しているなど空き区間に制約がある場合等については、電柱等の保有者と利用者の間の同等性が問題となる可能性がある。

イ)具体的な紛争の可能性

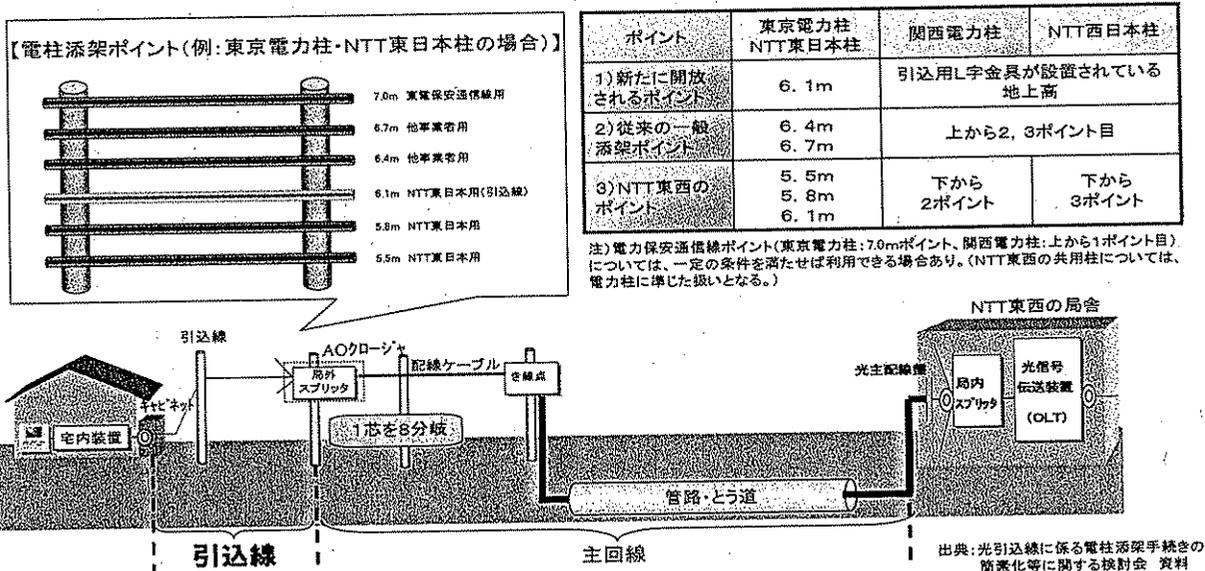
競争事業者による光ファイバの敷設については、現在、総務省が開催した「光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に関する検討会」の議論を踏まえ、光ファイバの添架手続きの簡素化、新たな添架ポイントの提供、一東化の是非等について課題の抽出を行うためのトライアルを実施中であり、その動向を注視する必要があるが、手続負担や情報公開、道路占用料の支払い等に関する格差が問題となる可能性がある⁴⁰。

また、競争事業者による光引込線の敷設が進展することなどにより、今後、電柱等の利用に係る手続等の公平性、電柱に係る情報（空き添架）等の迅速な手続、大量引込線の申込みによる添架ポイントの有無等についての紛争が起こる可能性もある。

<図表-15> 新たな添架ポイントの開放

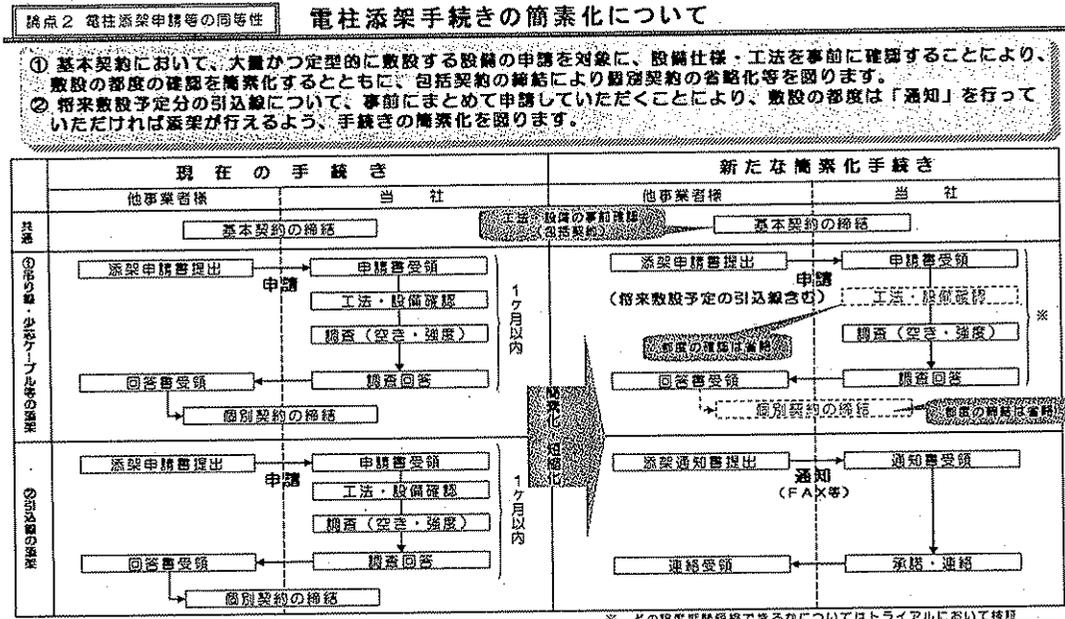
- ・ 包括契約の締結・個別契約省略による手続の簡素化
- ・ 新たな添架ポイントの開放

⇒ トライアルによる問題点の検討
東京都目黒区・大阪府豊中市にて実施



⁴⁰ 手続負担: 電柱の借用に当たり詳細な添架申請書類の作成が必要
 情報公開: 柱上接続の構築技術及び使用設備に関する基準等の情報公開が不十分(電柱所有者は蓄積したノウハウを保有)
 道路占用: 電柱に設備(光引込線等)を敷設する場合、必要な道路占用に係る手続の格差が存在し、NTT東日本及びNTT西日本と同一区間(NTT東日本及びNTT西日本が手続不要である区間)の設備構築であっても新たな占用手続が必要 等

＜図表－16＞電柱添架手続きの簡素化



出典：光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に関する検討会（第5回検討会におけるNTT東西提出資料から抜粋）

(2) 対応の方向性

紛争解決に当たっては、次のような点に留意する必要があると考えられる。なお、電柱・管路等を保有する者が電気通信事業者ではない場合においても、あっせん及び仲裁等による迅速・円滑な紛争処理の要請に応じていくことを検討する必要があると考えられる⁴¹。

ア) 利用実態を踏まえた対応

前述のトライアルを踏まえた総務省等によるルール整備のほか、利用が進展することで事業者間の慣行が形成される可能性がある。こうした実態を把握するため、事業者との情報交換の強化等を進め、紛争処理に活用していく必要があると考えられる。

イ) コロケーションに関する紛争の経験の活用

電柱等の利用・接続が増大することにより、過去にDSLに係るスペース等の確保のため大量申込みが行われたような、希少資源の利用、手続及び情報開示等をめぐる紛争が想定される。その場合、利用の申込みの先後が透明に判断できるようなルール整備、さらに、利用の先後のみではなくサービス利用申込者への対応の必要等からみた利用の緊急性も優先度として考慮される等の工夫を加え、公益性を考慮した希少資源の配分方法等の検討を行う必要があると考えられる。

⁴¹ 現在、認定電気通信事業者は、土地等の使用権について協議が調わない場合、電気通信事業法第128条第1項及び第129条第1項の規定により、土地等の所有者に対して協議認可申請及び裁定申請の制度が設けられているが、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁は、電気通信事業者間の紛争に限定されている。

第2項 ネットワーク高度化に伴うメタル線の撤去

(1) 発生が想定される紛争

ブロードバンドの加入者数については、総加入者数では依然DSLが大きなシェアを有しているものの、既にFTTH契約の純増数がDSL契約の純増数を上回るなどFTTHへの移行は着実に進んでおり、今後この動きが加速することが想定される。このような環境変化や、NTTグループ中期経営戦略の推進等により、当面はメタル線と光ファイバが併存すると思われるものの、将来的にはメタル線の撤去が進み光ファイバへの一本化が進むことが想定される。

こうした状況において、DSL事業者等NTT東日本及びNTT西日本のメタル回線を利用してサービスを提供する競争事業者は、既存のメタル回線の撤去により大きな影響を受けるため、メタル線撤去の情報開示の在り方、代替サービスの提供の在り方、光ファイバへの移行スケジュール等が争点となり紛争が発生する可能性がある。

なお、現行制度では、NTT東日本及びNTT西日本は、DSLサービスを含む全てのメタル線の撤去に関する情報について、線路情報開示システムにより、原則4年前までに情報を開示すること⁴²としている。また、DSLに利用されているメタル線を撤去する場合には、利用者が、料金面、品質面等において、DSLサービスと同等又はそれ以上のサービスと考えられる光ファイバを使用した新たな代替サービス等を接続事業者が即座に提供可能となることが担保されている⁴³。

(2) 対応の方向性

紛争解決に当たっては、次のような点に留意する必要があると考えられる。

ア)メタル線撤去情報の早期開示

メタル線を撤去する場合、利用者・競争事業者への影響が重大な場合には、約款上の現行ルールより早期の情報開示を図ることが適切である場合も存在すると考えられる。特に、NTTグループは、中期経営戦略の推進に当たり、メタル線から光アクセスへのマイグレーションに係る計画を平成22年(2010年)までに策定することとしているが、移行期における公正な競争の確保と紛争の未然防止の観点からは、撤去情報の開示の在り方についても早期に明確化されることが望ましいと考えられる。

⁴² NTT東日本及びNTT西日本接続約款第61条第3号。

⁴³ 接続事業者による代替サービスが即座に提供可能な場合で接続事業者に対して1年以上前にメタル線の撤去に関する情報提供がなされている場合、天災、非常の場合等は4年ルールの適用から除かれる。

イ)円滑な代替サービス提供の確保

NTT東日本及びNTT西日本においては、DSL事業者のスムーズな代替サービス提供を阻害しないことが求められると考えられる。また、競争事業者がメタル線撤去後の事業計画を立案するためには、事前に適切な情報開示が行われる必要があると考えられる。

ウ)移行にあたっての利用者利便の確保

DSLサービス提供事業者から新たな代替サービスへの移行に当たり、移行前後の事業者の異同に関わらず、利用者の意向を十分に踏まえた円滑な移行を図る必要があると考えられる。この際、電気通信事業者は、公正競争の観点から適正な営業活動の在り方、また、利用者に対する適切な情報提供の在り方等についても考慮が必要となる場合があると考えられる。

第3項 その他(網改造等による費用負担)

(1)発生が想定される紛争

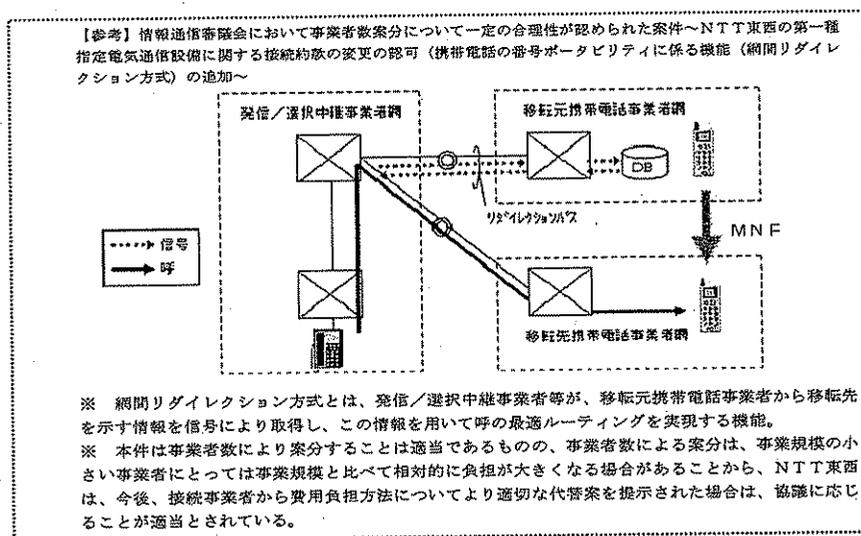
NTT東日本及びNTT西日本の接続料は、接続約款上、ネットワークが本来有すべき基本的な接続機能に係るもの(網使用料)と基本機能に当たらず個別事業者の要望に基づき設定する機能に係るもの(網改造料)に区分されている。網使用料については、その費用負担方法について個々の機能ごとに規定されているが、網改造料については、当該機能を使用する電気通信事業者数、回線数、又は利用頻度の比率等、NTT東日本及びNTT西日本が指定する方法で案分した額を使用することと規定されており、実態としては、事業者数により案分される方法(以下「事業者数案分」という。)が用いられている事例が多数存在する。

網改造料の費用負担については、使用する事業者間の費用負担の公平性を維持する必要があるものの、事業者数案分は、当該機能を利用する頻度の高い事業者には有利な条件であり、逆に、利用頻度の低い、いわゆる事業規模の小さい事業者にとっては事業規模と比較し相対的に負担が大きくなる場合がある。

今後、次世代ネットワークへの移行等に伴うネットワークの高度化・多様化により、IP網への移行が行われる過程において、接続事業者の個別の要望に基づき、NTT東日本及びNTT西日本のソフトウェア等の改修が行われるケースが生じることが予想される。この場合、その費用負担の考え方が必ずしも明確になっていないため、事業者間の紛争が発生する可能性がある。

<図表-17> 事業者数案分の事例

網改造料の案分については、NTT東日本及びNTT西日本の接続約款において、網改造料の対象となる機能を使用する電気通信事業者の合計数、使用する回線数比、又は利用頻度の比率等、NTT東日本及びNTT西日本が指定する方法で案分した額を適用することと規定されているものの、従来、事業者数案分が慣行として行われている模様(下図参照)である。



出典:情報通信審議会資料等より作成

(2) 対応の方向性

網改造料の案分方法については基本的には事業者間協議での合意に委ねつつも、追加機能を多くの事業者が公平に利用できるよう、紛争解決に当たっては、次のような点に留意する必要があると考えられる。

ア) 網改造の要望経緯と受益の構造

網改造が行われるに至った経緯、網改造による便益の波及先や大きさを考慮した案分が行われる必要がある。

イ) 案分方法の適切性

網改造料の対象となる機能を使用する電気通信事業者数、回線数、又は利用頻度の比率等について可能な限り情報を収集し、選択可能な案分方法の技術的・経済的実現可能性の検討を行い、適切な案分方法を選択する理由に加え、不適切として選択しない理由等について、比較検討を行う必要があると考えられる。

ウ) 案分実態を踏まえた対応

今後の競争の多様化等により、NTT東日本及びNTT西日本以外の電気通信事業者の設置する電気通信回線設備との接続に係るソフトウェア等の改修が行われるケースが生じることも考えられる。こうした場合については事例が少なく、また、NTT東日本及びNTT西日本以外の事業者(第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。)については、接続約款の公表義務がないため、費用負担方法についてのルールは

一層不明確である。

したがって、NTT東日本及びNTT西日本による網改造の場合との比較の視点を念頭に置きながら、今後の負担方法等の決定に係る事業者間の動向を把握する必要があると考えられる。

第4節 その他

第1項 ルール整備の動向の注視

ユビキタスネット社会化を背景としたIP化の進展、新規事業者の参入、アクセス網の高度化、NTTによる中期経営戦略の推進や通信・放送融合等、電気通信事業の競争環境に起こることが想定されている大きな変化は前節までに取り上げてきた紛争の原因となる可能性があるのみならず、事前の競争ルールの在り方についても様々な議論を喚起しており、今後、政策的な対応が進められていくことが想定される。

具体的には、平成17年10月から開始された「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」や平成18年1月から開始された「通信・放送の在り方に関する懇談会」において、政策の在り方についての検討が行われ⁴⁴、今後、様々な場で競争環境の整備が行われていくものと考えられる。

電気通信事業紛争処理委員会としても、垂直的・水平的な統合や連携等による競争の多様化に対応するための競争条件の整備、NTTの中期経営戦略の推進に対応した競争条件の整備、ローミング・MVNO等を含めた新規参入に対応した競争条件の整備、アクセス網の高度化に対応した競争条件の整備等の諸点について、今後の競争ルール整備の在り方について注視し、必要な貢献を行うことを検討していく必要があると考えられる。

第2項 競争評価結果の注視

総務省が平成15年から実施している競争評価は、市場画定や競争状況に関するデータ等極めて有用な情報を多数含んでおり、電気通信事業紛争処理委員会が取り扱う個別の紛争についての処理方針を決定する際に活用できる可能性が高いと考えられる。総務省による事前の競争ルール整備への活用のみならず、電気通信事業紛争処理委員会が行う諸活動との好循環の創出が期待される。

事業者間の紛争処理を行う観点からは、現在の小売市場を中心とした分析に加え、卸売市場についての分析やFMC等の新たなサービスについての分析へと対象が拡大されることが期待される。また、小売市場の分析については、需要側の事情の分析も重要で

⁴⁴ 「通信・放送の在り方に関する懇談会」においては、平成18年6月6日、通信事業における一層の競争の促進、放送事業における自由な事業展開の促進を柱とする報告書が取りまとめられた。

あると考えられる。例えば、スイッチングコスト⁴⁵等に着目し、特定事業者や特定サービスへのロックイン⁴⁶等についての分析等が一層進められることが期待される。

⁴⁵ 事業者・サービス間の乗換えコストのこと。

⁴⁶ 囲込み・固定化の現象のこと。

第4章 今後の電気通信事業紛争処理委員会の在り方

第1節 これまでの電気通信事業紛争処理委員会の活動評価

第1項 電気通信事業紛争処理委員会の創設

電気通信事業分野においては、電気通信事業者数の増加とサービスの高度化・多様化に伴い、電気通信事業者間のネットワーク接続をめぐる紛争事案も増大かつ複雑化してきた。さらに、競争構造の変革に対応して、公正な競争を確保するために事前の競争ルールを整備する一方、これと両輪となって競争を促進する事後の紛争処理手続を整備し、競争ルールを担保・補完する必要が出てきた。また、紛争解決を通じて得られた知見を競争ルールへ円滑にフィードバックさせるスキームも有用と考えられるようになってきた。

このため、平成13年11月30日、①行政として、総務大臣による裁定等といった強制的な紛争解決手段以外の選択肢として、あっせん及び仲裁といった柔軟な紛争解決手段を提供するとともに、②総務大臣からの諮問に応じて、接続に関する命令や裁定、電気通信事業者の業務に関する改善命令、土地等の利用に関する協議認可・裁定その他について審議し、総務大臣に答申をする機能、③紛争解決を通じて得られた知見により総務大臣に対して勧告をする機能を有する機関として、電気通信事業紛争処理委員会(以下「委員会」という。)が創設されたところである。

第2項 相談窓口の開設

平成16年12月、ADR機能の更なる改善を図るため取りまとめた「電気通信事業紛争処理委員会第1期3年間を総括して～ADR機能の更なる改善に向けて～」を踏まえ、正式な紛争処理手続に入る前段階から紛争処理に関する情報提供体制を充実するとともに電気通信事業者からの各種相談に対して適切な助言を行うため、電気通信事業紛争処理相談窓口を開設したところである(平成18年6月9日、専用の電話番号、メールアドレスを新たに設置した上で、名称を『「電気通信事業者」相談窓口』に変更。以下「相談窓口」という。)

これは、相談窓口を通じ、地方をはじめとした多くの電気通信事業者からの相談を受けやすくすることをねらいとしたものであり、このような相談業務が紛争の未然防止に寄与するとの認識の下に設けられたものである。

第3項 委員会の実績及び評価

委員会は、これまで多数の紛争を約2週間から3ヶ月という短期間で処理してきている。仮にこうした紛争について、総務大臣による裁定等の行政手続や裁判所の司法手続により解決を図ろうとするならば、時間・費用面で紛争当事者の負担は必ずしも小さくないであろう。特に、変革目まぐるしい電気通信事業においては、紛争解決の長期化により、利用者へのサービス提供が遅延するなど事業機会の逸失につながることもある。この点において、電気通信事業に関して専門の知見を有する委員会は、電気通信事業紛争の簡易、迅速かつ円滑な解決に寄与しており、公正な競争環境の整備を行う上で重要な役割を果たしているものと考えられる。

<図表-18> 紛争処理件数等

【平成18年8月1日現在】

| | 件数 | 平均処理日数 |
|------|-----|--------|
| あっせん | 32件 | 32日間 |
| 仲裁 | 3件 | 20日間 |
| 答申 | 5件 | 27日間 |
| 勧告 | 2件 | — |

また、実際の紛争処理手続に及んだ事案のみならず、実際の紛争処理手続に至っていない局面においても、委員会の役割は評価できる。一例を挙げれば、電気通信事業者は、委員会が存在することで、委員会という公正中立な第三者を介して紛争相手と対等に向き合い、自己の立場を主張できる機会が保障されており、電気通信事業の展開に際して安心感を持てるものと考えられる。また、電気通信事業者があっせん等の手続の申請に及ぶ以前に、委員会事務局へ相談することにより解決した例もある。

このように、委員会は、電気通信事業者にとって「信頼される第三者機関」としての役割を果たしているものと考えられる。

さらに、委員会では、紛争処理した事案についての情報を、「IT時代の公正な紛争解決に向けて—円滑な電気通信事業展開のための制度と実務—」として取りまとめ（現在までに第6版まで刊行）、関係事業者等に冊子を配布するほか、委員会のウェブ・サイト<<http://www.soumu.go.jp/hunso/>>において公表しており、過去に解決した紛争事例や委員会の活動状況について最新の情報を提供している。

これは、紛争処理事案は個別性を有するものの、委員会がこれまで取り扱ってきた在来型のネットワークの接続等に関しては、電気通信事業者は委員会が提供する情報を通じて紛争の取扱いについて予測することが可能となっており、類似多数の紛争の発生を未然に防止する役割を相当程度に果たしてきていると言える。

また、個別紛争解決の積み重ねによるルール整備の先例提供や総務大臣へのルール整備の勧告も委員会の重要な役割の一つであると考えられるが、これまで2件の勧告を行った結果として競争ルールの改善が図られており、一定の貢献を果たしてきている。

第2節 基本的な方向性

第1項 新たな課題の解決における委員会の基本的な役割・意義

これまでの実績等を考慮すれば、委員会は、中立性、専門性、迅速性を有する電気通信事業法上の紛争処理機関として、電気通信事業分野の公正な競争環境の整備に重要な役割を果たしてきたと評価できる。今後とも、従来から有する諸機能を十分活用し、効果的な紛争処理活動を行うことが重要であると考えられる。

さらに、第2章及び第3章で述べたように、IP化の進展に伴い、垂直的・水平的な事業の統合や連携により事業領域を拡大した事業者に関連した紛争が発生するなど、従来と比べて紛争領域が拡大し、必ずしも明確な事前ルールが存在しないような紛争が増加する可能性がある。また、ユビキタスネット社会形成の過程で多数の新サービスの提供が期待されているところであるが、その過程で事業者間の利害が衝突するような場面も増加することが考えられる。

こうした場合においても、あっせん等のADRによる迅速な紛争解決により事業機会の喪失・利用者利便の損失を予防する意義は大きいと考えられ、委員会は、引き続き、柔軟で適切な解決策を提示するとともに、必要に応じて、総務大臣への勧告等を通じ、ルール整備へのフィードバックを迅速に行っていくことが重要であると考えられる。

第2項 留意すべき点

(1) 紛争処理の活動範囲

あっせん等の紛争処理を適切に発揮していくためには、電気通信事業法に加え、関連する法規範や各種事業慣行、経済理論等を考慮した紛争処理を行う必要があり、今後の紛争の変化に対応するためにもこのことは同様である。

ただし、本来、委員会によるあっせん等は、単なる周旋機関としてのものではなく、電気通信事業法に基づき整備されていることを踏まえ、その活動を通じて、電気通信の健全な発展、利用者利便向上に資するものであることが重要である。

(2) 透明性の確保

あっせん等の紛争処理は、強制力が無い反面、当事者間の合意が前提となる柔軟な枠組みであると言え、時間・費用面の負担が軽減される点の一つの長所となっている。

その一方において、非公開での開催が原則であるものの、こうした個別紛争解決の積み重ねが事前ルールの整備や事後の司法手続等に対して事例を提供するという面もあることから、委員会ではあっせん等の長所を損ねない範囲で、当事者間の合意を得つつ紛争処理事案の情報公開に努めてきた。

今後、明確な事前ルールが存在しない事例等を取り扱う際には、他への影響を視野に入れ、透明性、中立性、客観性の高い紛争処理を行っていく重要性が一層高まると考えられる。これからもこの点を考慮して情報公開に努めることが望ましいと思われる。

第3節 今後の電気通信事業紛争処理委員会の在り方

第1項 専門性の向上

電気通信事業分野においては、IP化等技術の進展や競争の活性化に伴い、紛争領域が拡大することが想定される中、委員会としても、迅速かつ円滑な紛争処理が行えるよう、同分野の競争状況・事業実態・事業慣行、関連技術の動向、競争政策の動向、関連する法規範・経済理論等必要な知見を蓄積する等により、その専門性の向上に努めることが重要である。

このため、次のような取組を行うことが考えられる。

(1) 定常的な調査研究活動

電気通信事業者からの相談への対応やあっせん等の紛争処理を迅速かつ円滑に行うとともに紛争を未然に防止するという観点から、委員会は、電気通信事業分野の競争状況、事業実態等に関する情報を収集し、その知見を蓄積しておくことが重要である。

このため、例えば、文献調査、アンケート調査等を行うほか、必要に応じ、電気通信事業者、専門家等からヒアリングするなど、委員会が定常的に調査研究活動を行うことが望ましい。

(2) 関係機関や専門家との交流・情報交換

前述のとおり、電気通信事業法による明確な事前ルールが存在しないような紛争については、電気通信事業法の趣旨を踏まえつつ、関連する法規範や経済理論等を幅広く考慮して対応することが望ましい場合も想定される。

このような場合においても、迅速かつ円滑な紛争処理が行えるよう、例えば、競争政策の動向等を把握するために競争当局との間で交流・情報交換を行うなど、関係機関や専門家との交流・情報交換を行うことが望ましい。

(3) 関連技術の動向に対応した体制整備

電気通信事業分野においては、急速に技術が進展しており、また、それに伴い、多様な事業形態が可能となってくる中で、電気通信事業者間の紛争に適切に対応するためには、技術的な知見がより一層求められることが想定される。

このため、前述のような調査研究活動等を通じた知見の蓄積に加え、例えば、情報通信技術分野の専門家を委員会として十分確保するなど、関連技術の動向に対応した委員会の体制整備を図ることが望ましい。

第2項 委員会利用の利便性の向上等

第1節において述べたように、委員会においては、相談窓口を開設し、電気通信事業者からの各種相談に対して、紛争処理に関する法令、先例等の情報提供、適切な紛争解決方策の助言を行っているところである。相談については、電話やメールでも受け付けるとともに、それに当たって必要な資料等についても相談者からの相談内容が分かる程度のもので対応しており、できるだけ簡便な手続により相談が行えるよう配慮されているものと考えられる。

また、紛争処理についても、約2週間から3ヶ月という短期間で処理するなど、迅速な処理が行われているものと考えられる。

一方、紛争領域の拡大に伴い、紛争当事者が拡大することが想定される中で、委員会がこれに適切に対応していくためには、手続面等において、委員会利用の利便性の向上等を図ることも重要であると考えられる。

このため、次のような取組を行うことが望ましい。

(1) 手続面での電気通信事業者の負担への配慮

委員会は、東京に所在し地方の出先機関を有しないことから、例えば、地方の電気通信事業者にとっては、電話等による相談が可能といっても、込み入った相談や正式な紛争処理手続を行うには不便という側面もあると思われる。

また、あっせん等の紛争処理手続においては、電気通信事業者は自らの主張等をあっせん委員等に説明するための資料等を準備する必要があるが、そのことがあっせん等の申請を行うこと自体の負担となっている可能性もあると思われる。

このため、このような手続面での負担への懸念が、委員会の利用の障害とならないよう、例えば、地理的に委員会の利用が不便な電気通信事業者にはテレビ会議を利用して相談やあっせん等の紛争処理手続を行うなど、相談・紛争処理手続についても、電気通信事業者の負担に配慮したものとすることが望ましい。

(2) 周知活動の強化等利用しやすい環境づくり

(1) で述べたような手続面での見直しのほか、いわば敷居の高さのようなものを必要以上に感じさせないような配慮も含め電気通信事業者が委員会を利用しやすい環境づくりに努めていくことも重要である。

例えば、電気通信事業者においては、委員会の存在をそもそも知らない、あるいは、存在は知っているが具体的な業務内容についてよく分からず利用に至らないといった場合もあるものと思われる。また、前述のとおり、相談窓口においては、あっせん等の正式な紛争処理手続に至らなくとも、広く紛争処理に関する各種相談に対する助言を行っているところであるが、正式な紛争処理手続につながることを懸念し、相談すること自体をちゅうちょするといった場合もあるものと思われる。

これらについては、主として委員会の業務に関する理解が十分得られていないことに起因するものと思われることから、委員会のウェブ・サイトの改善・充実や事業者団体等が開催する各種会合における情報発信等業務に関する周知活動を更に強化するなどの取組を行うことが望ましい。

第3項 競争ルールへの積極的なフィードバック

委員会は、個別の事案の紛争処理だけではなく、その過程で得られた知見を競争ルールへフィードバックするという役割も期待されている。

このため、委員会は、その権限に属せられた事項に関し、必要なルール整備等について総務大臣に必要な勧告をすることができることとされているところであり（電気通信事業法第162条）、これまで、固定電話発着電話着の料金設定権に関するもの等2件の勧告が行われてきたところである。

今後も、市場の問題点を迅速にルール整備に反映することに関する重要性は変わらないと思われることから、委員会においては、引き続き、勧告を活用するほか、個別の事案の紛争処理過程で得られた知見に加え電気通信事業者からの相談や前述のような調査研究活動を通じて得られた知見を踏まえその考え方を明らかにするなど、様々な機会を利用して、競争ルールへのフィードバックを積極的に行うことが望ましい。

第4項 あっせん及び仲裁の対象範囲の見直し

第3章において述べたように、電気通信分野をめぐる今後の環境変化の中で、新規に多様な形態の紛争が発生してくることが想定され、委員会としても、調査研究活動や相談を通じ、その動向を適切に把握していくことが重要であると考えられる。

その中には、電気通信事業者と電気通信事業者ではない者との間の紛争等、現在の制度の下では委員会が取り扱うことのできる範疇には入らない類型のものも生じつつある⁴⁷。こうした新たな類型の紛争に対する委員会の関与の是非について検討する場合には、電気通信事業分野の発展が、基本的には民間の自由な活動に基づき達成されることが望ましいものであり、公的機関である委員会の関与が安易に拡大されるべきではない

⁴⁷ これまで実際にあった問題としては、電気通信事業者が提供するポータルサイトへのコンテンツ掲載、課金サービス（コンテンツプロバイダによるコンテンツ販売等に係る電気通信事業者による料金回収代行等）の利用をめぐる電気通信事業者とコンテンツプロバイダ（電気通信事業者ではない者）との間の問題等がある。

ことに留意すべきである。しかし、一方で、民間の自由な活動の前提として、公正な競争環境が整備されていることが必要であるという点は引き続き変わらないものであり、その範囲において、委員会が新たな類型の紛争に関与することが妥当な場合も生じてくると考えられる。

特に、あっせん等については、あくまでも当事者からの要請に基づいて委員会がアクションを起こすものであり、かつ、当事者の自由な判断⁴⁸の下に合意を促進していくといういわば柔軟な紛争解決手段であることから、委員会が取り扱うことのできる事案の範囲を一定程度広げたとしても、そのことが直ちに公的関与の過度な拡大につながるとまでは言えないと考えられる。

このような考え方を踏まえ、第3章で述べたような紛争が生じることを想定した場合、委員会があっせん及び仲裁の対象として取り扱うことのできる事案の範囲に関し、以下のような点について検討を行っていくことが考えられる。

- (1) 垂直統合型をはじめとする多様な事業形態の出現が予想されることから、電気通信事業者を一方当事者とし、例えば上位レイヤーの事業者(電気通信事業者ではない者)等を他方当事者とする場合の紛争も取り扱えるようにするという考え方
- (2) 業務改善命令、土地等の利用に関する裁定等⁴⁹、委員会が、現在、総務大臣の諮問機関として機能している事案について、総務大臣の行政命令権の発動に先立って、当事者にあっせん又は仲裁という柔軟な紛争解決手段を選択する道を与えるという考え方

なお、このような検討を行う際には、相談事案の蓄積等を進めることにより、電気通信事業者等のあっせん等に対するニーズを十分に把握・分析することが重要である。また、委員会はあくまでも電気通信事業法に基づく、電気通信の健全な発達等に資するための機関であることを念頭に置き、委員会が取り扱う紛争については、電気通信との関係性が希薄なものにまで過度に拡大することのないよう、十分留意すべきである。

⁴⁸ 仲裁は最終的な判断には強制力があるが、仲裁手続に入るか否かは当事者の自由な判断に基づくもの。

⁴⁹ 電気通信回線設備との接続に必要な土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用に係る電気通信事業者間の協定等については、電気通信事業法第157条第1項及び第3項の規定によりあっせん等の申請をすることができる。

(参考)

本報告書の作成に御協力いただいた有識者一覧

浅井 澄子 大妻女子大学社会情報学部助教授

伊藤 正次 首都大学東京都市教養学部准教授

岡崎 毅 東京大学大学院情報学環助教授

岡田 外司博 早稲田大学大学院法務研究科教授

瀬崎 薫 東京大学
空間情報科学研究センター助教授

土佐 和生 甲南大学法科大学院教授

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所助教授

(五十音順)

電気通信事業紛争処理委員会の当面の活動について

電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」という。）は、IP化の進展等に伴い変化しつつある競争環境下において、引き続き効果的な紛争処理活動を行うことを目指し、電気通信事業法において委員会に委ねられた諸機能等を十分活用し、個々の紛争事案及び相談事案について適確に対応するとともに、委員会の機能を一層強化するため、当面、下記の活動に重点を置いて取り組んでいくこととする。

記

1 紛争処理に関係する情報収集等の強化

電気通信事業分野においては、技術の進展や競争の活性化が著しいことを踏まえ、同分野の競争状況・事業実態・事業慣行、関連する情報通信技術の動向、競争政策の動向、関連する法規範・経済理論等に関し、迅速な紛争処理に資するという観点から、関係する情報の収集等を一層強化する。

このため、必要に応じ、（ア）情報通信技術、競争政策等に係る専門家、関係機関等との意見・情報の交換、（イ）電気通信事業者（以下「事業者」という。）等へのヒアリング、（ウ）関係資料調査などの取組を行う。

なお、上記に当たっては、関係機関等が有する既存の情報や知見を最大限活用する等効率的な活動を行うよう留意する。

2 委員会利用の利便性の向上

地方に所在する事業者や事業規模の必ずしも大きくない事業者を含め、すべての事業者が、委員会が設置されている趣旨に沿って、必要なときには簡便に委員会を利用できるような環境整備に努める。

このため、（ア）ウェブ・サイトの改善・充実や事業者団体等が開催する各種会合における情報発信等業務に関する周知活動を更に強化するとともに、（イ）地方における紛争処理の相談会を開催する、（ウ）相談・紛争処理手続についても、例えば地理的に委員会の利用が不便な事業者には、必要に応じて、テレビ会議等を利用した対応を行うなど事業者の負担軽減に配慮した取組を行う。

3 委員会の知見の情報発信（競争ルールへのフィードバック）

委員会は、個別の事案の紛争処理だけではなく、その過程で得られた知見を競争ルールへフィードバックするという役割も期待されていることにかんがみ、引き続き「勧告」を適切に活用するほか、個別の事案の紛争処理過程、電気通信事業者からの相談及び上記1の専門性向上のための取組等を通じて得られた知見を踏まえ、競争ルールに関する委員会としての考え方を様々な機会を利用して明らかにするなど、競争ルール整備に資するような情報発信に努める。

4 制度整備への対応

「新競争促進プログラム2010」においても取り上げられている紛争処理機能の強化に関し、あっせん等の対象となる事案の範囲の拡大等制度整備については、必要に応じ委員会としても検討を行い、制度担当部局に対する知見の提供や意見交換を行う。

平成18年6月9日
電気通信事業紛争処理委員会

「電気通信事業者」相談窓口の開設

接続その他電気通信事業者間のトラブル等に関する問合せ・相談等に対応するため、「電気通信事業者」相談窓口』を開設します。

電気通信事業紛争処理委員会では、平成16年12月に『電気通信事業紛争処理相談窓口』を開設して以降、電気通信事業者からの多くの相談に対して適切にアドバイスを実施してきたところです。

この度、相談業務をより一層使い易くするよう電気通信事業者からの意見を参考に、専用の電話番号、メールアドレスを新たに設置するとともに、名称を『電気通信事業者』相談窓口』に変更して開設することとしました。

なお、相談窓口の扱う主な業務は別紙のとおりです。また、相談内容については、他者に一切漏洩することがないよう厳正な情報管理をしております。

☆「電気通信事業者」相談窓口

場所 : 総務省 電気通信事業紛争処理委員会事務局内
電話 : 03-5253-5500
FAX : 03-5253-5197
E-mail : soudan@ml.soumu.go.jp
担当 : 高地、小原、田中、猪野

注: 一般消費者から電気通信事業者の電気通信サービスに関する苦情・相談等については、従前どおり「電気通信消費者相談センター」(電話:03-5253-5900)にお問合わせ下さい。

「電気通信事業者」相談窓口の主な業務

※ 相談等の内容については、以下に記載するものが全てではありません。
不明な点は下記窓口までお問合せください。

☆相談内容

- あっせん・仲裁の手続（制度概要、申請方法等）

- 電気通信設備の接続に関する料金・条件
（コロケーション・ハウジング、トランジット・ピアリング 等）

- 電気通信設備の共用に関する料金・条件

- 卸電気通信役務の提供に関する料金・条件

- 電気通信役務の提供に関する業務の委託

- 過去の類似事例に関する情報提供

- トラブル解決に向けたアドバイス 等

☆「電気通信事業者」相談窓口

場所 : 総務省電気通信事業紛争処理委員会事務局内
電話 : 03-5253-5500
FAX : 03-5253-5197
E-mail : soudan@ml.soumu.go.jp
担当 : 高地、小原、田中、猪野

電気通信事業紛争処理委員会の事務に関する
制度見直しについて
(電波法・電気通信事業法の一部改正)

平成19年3月19日

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業紛争処理委員会の事務に関する制度見直しの概要

斡旋・仲裁対象の拡大

- I 無線局の開設等に係る斡旋・仲裁制度の導入 …… 7頁
 - ・ 無線局に係る電気通信事業紛争処理委員会による斡旋・仲裁の制度を創設し、長期化している無線局新規開設者等と既存免許人等との混信防止のための調整を促進。 【電波法及び電気通信事業法の一部改正】
- II 無線局の運用者の変更制度の導入 …… 12頁
 - ・ 免許人・登録人以外の者による無線局の運用のための制度を創設。 【電波法の一部改正】

諮問対象の拡大

- III 電気通信事業者に対する業務改善命令の要件の見直し …… 18頁
 - ・ 近未来通信事件のような事案に対応するため、業務改善命令の発動要件を拡大。 【電気通信事業法の一部改正】

※ 他の電波法一部改正や放送法一部改正と合わせた法律案を「放送法等の一部を改正する法律案」として今通常国会に提出予定。

斡旋・仲裁対象の拡大

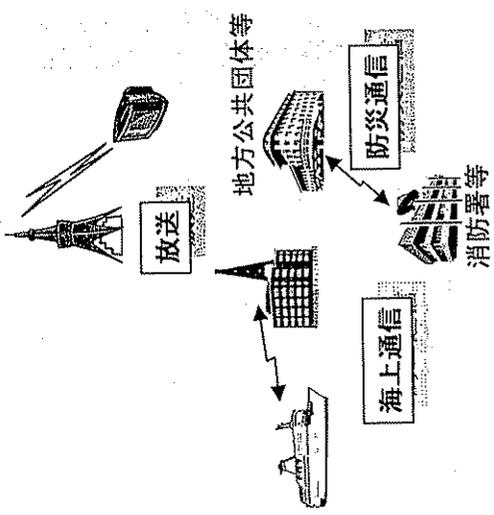
※ 制度見直しの背景①

○ 移動局をはじめとする電気通信サービスの普及と共に、無線局の開設も爆発的に拡大。

無線局数及び主な利用の推移

5,118局

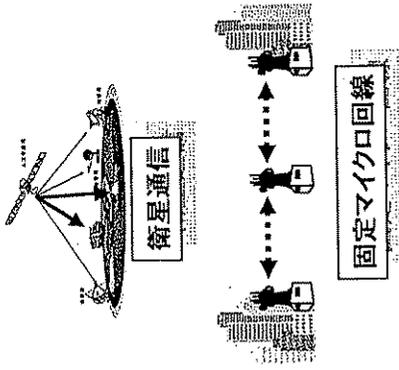
| | |
|-----|--------|
| 移動局 | 4,195局 |
| 固定局 | 552局 |
| 放送局 | 80局 |
| その他 | 291局 |



昭和25年
船舶航空による保安通信や放送
防災等公共部門が中心に利用

約381万局

| | |
|-----|--------|
| 移動局 | 約107万局 |
| 固定局 | 約3.8万局 |
| 放送局 | 約2.4万局 |
| その他 | 約268万局 |



昭和60年
電気通信事業への民間参入が
可能となり、電波利用が拡大

約1億191万局

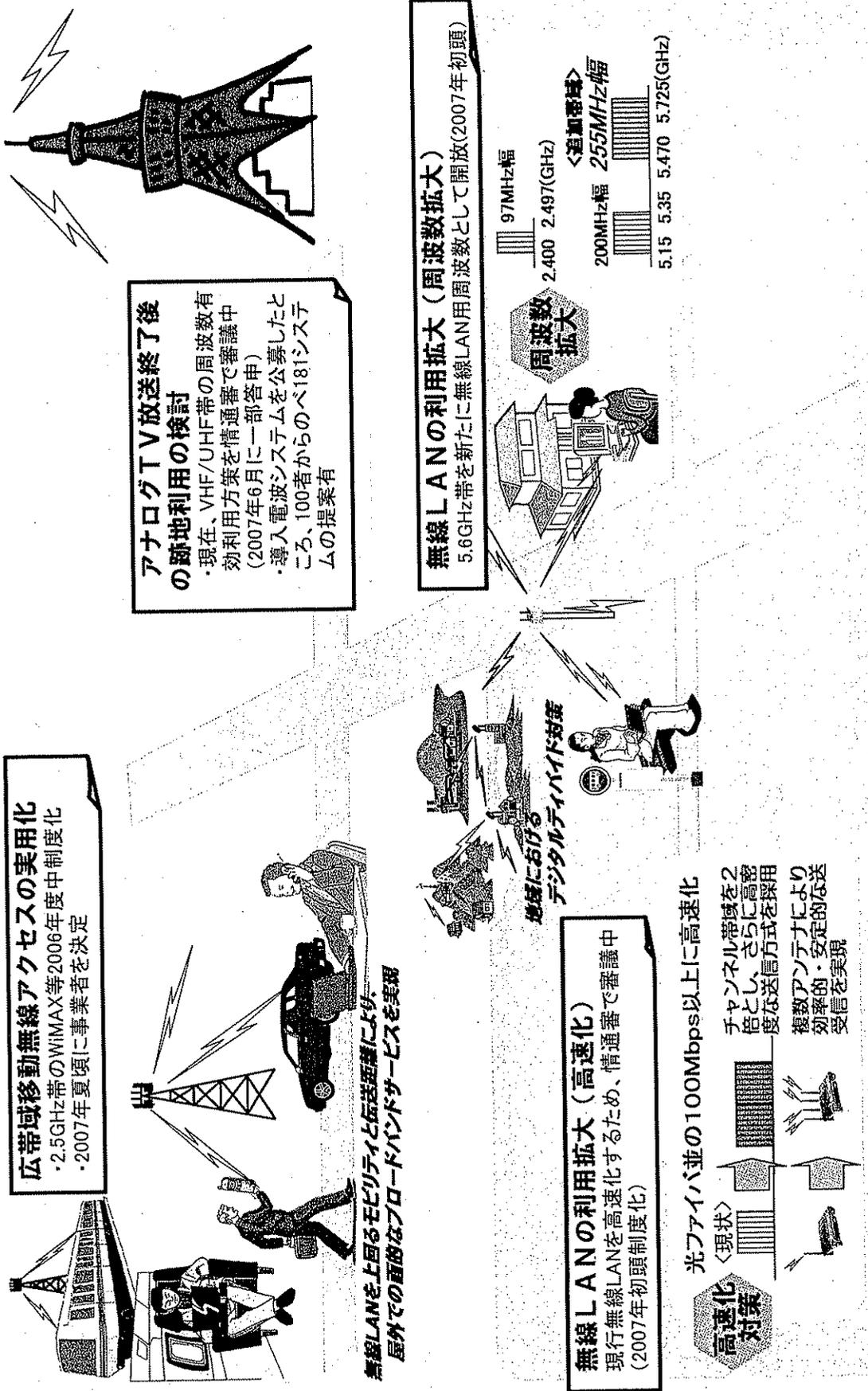
| | |
|-----|---------|
| 移動局 | 約9984万局 |
| 固定局 | 約10万局 |
| 放送局 | 約2.6万局 |
| その他 | 約195万局 |



平成19年1月末
携帯電話をはじめとした個人利用
の移動系無線局の爆発的な普及

※ 制度見直しの背景②

○ 殊に近年は、電波を利用した新しいサービス形態が次々と出現。



※ 制度見直しの背景③

○ 通信・放送の在り方に関する政府与党合意 (平成18年6月20日)

- ・ 通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る。



○ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006 (平成18年7月7日閣議決定)

- ・ 「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。



○ 通信・放送分野の改革に関する工程プログラム (平成18年9月1日)

- ・ 通信と放送に関する総合的な法体系について検討するため、「通信・放送法制企画室」を設置するとともに(本年8月1日に設置済)、通信・放送の融合・連携に対応した法体系の検討の方向性を具体化するため、新たに研究会を設置する(本年8月30日に開催済)。



○ 「通信・放送の新展開に対応した電波法制の在り方～ワイヤレス・インベーションの加速に向けて～」 (平成19年1月26日)

- ・ 「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」において、「通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る。」とされたことを踏まえ、「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」を平成18年8月30日から開催。同研究会において、通信・放送共通のインフラである電波の利用をより迅速で柔軟に行うための手続の創設について提言。

※ 制度見直しの背景④

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」における議論

1. 近年、通信と放送の分野におけるブロードバンド技術、デジタル技術を軸とした技術革新（イノベーション）の動きが急であり、通信・放送の新しいサービス形態が出現。

2. 通信・放送のインフラとして重要な電波利用においては、周波数の逼迫がこれまでになく進行。

急速に進む技術革新の成果が電波を利用するサービス等として円滑に実用化されるように、電波法制について措置を講じることが必要。
(報告書『通信・放送の新展開に対応した電波法制の在り方』（平成19年1月26日））

I 無線局の開設等に係る斡旋・仲裁制度の導入

・ 周波数が逼迫する中、新システムの導入に際して必要な、電波の混信を防止するための既存の無線局等との調整が1年から2年半に長期化する事例が発生、迅速な新サービスの提供が困難となる虞がある。

○ 斡旋・仲裁の制度を創設し、無線局を新設する場合等に行う既存無線局との混信防止に関する協議を促進。

○ 斡旋・仲裁の主体は、電気通信事業紛争処理委員会とする。

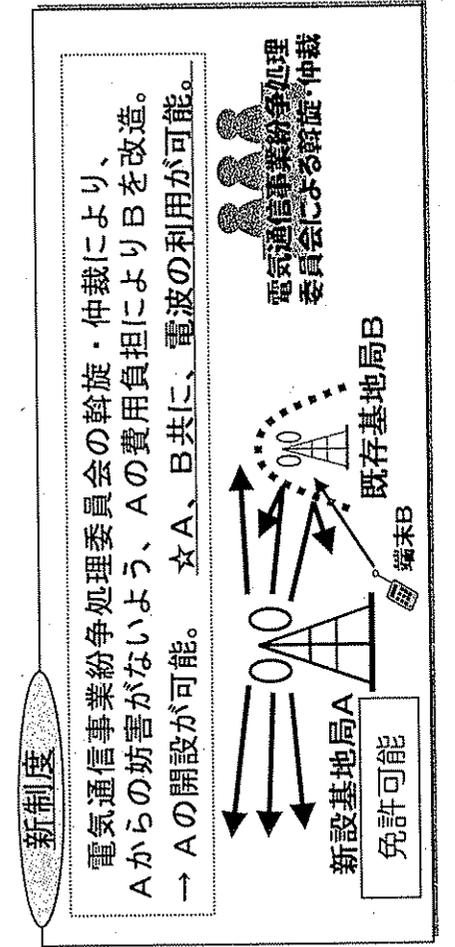
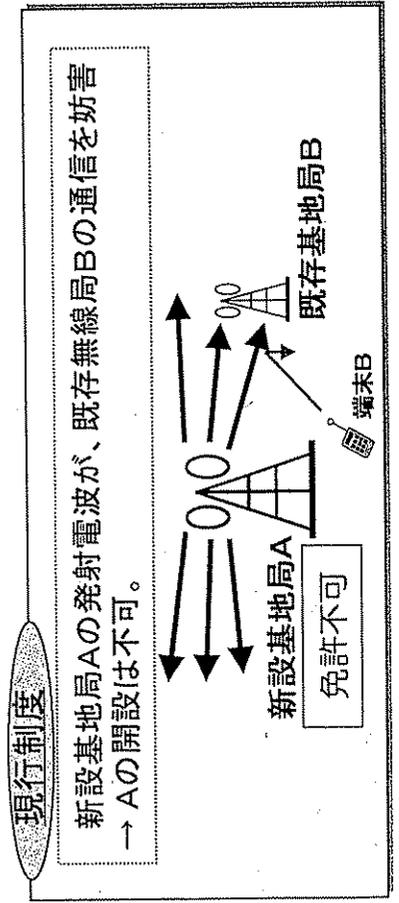
○ 斡旋・仲裁の手続を行うことができる無線局は、次のとおり。

- ・ 電気通信業務の用に供する無線局
- ・ 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線局
- ・ MCA陸上移動通信業務の用に供する無線局
- ・ 地方公共団体が設置する防災行政事務の用に供する無線局 等

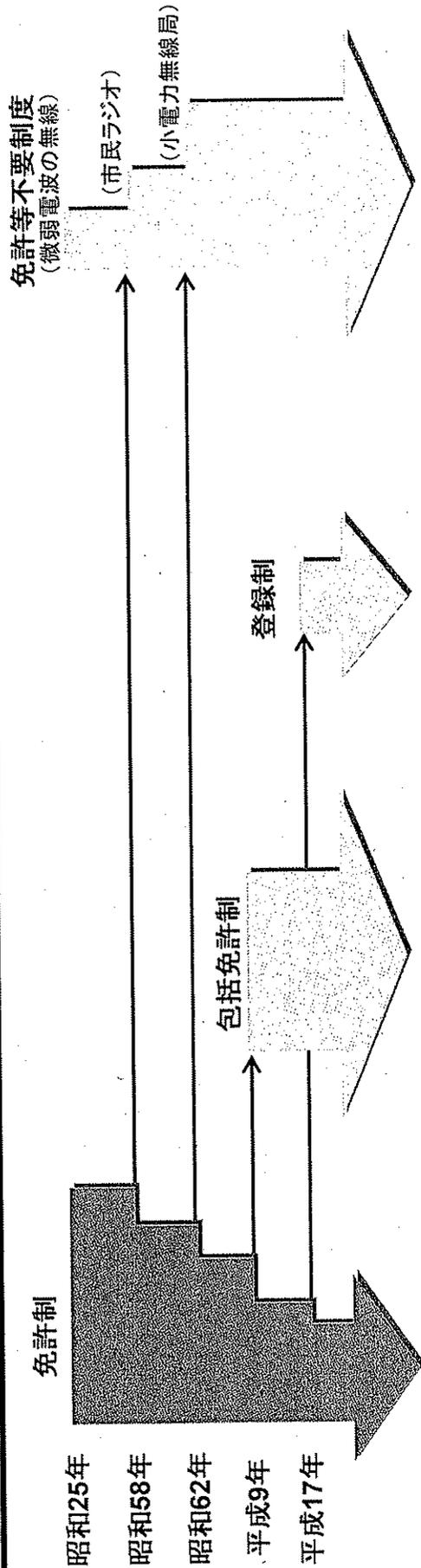
} 総務省令で規定

※ 斡旋・仲裁等による既存無線局との調整の結果、契約を締結したときは、その内容を免許等申請に際して提出することとする。

【想定される事例】



[参考①] 無線局の開設手続



| | ①免許 | ②包括免許 | ③登録 | ④免許・登録の不要なもの |
|--------------------|--|--|--|---|
| 特徴 | 個々の無線局としての監理が必要な無線局 | 基地局等に電波の発射が制御される無線局で、同一規格の無線局を複数開設する場合 (技術基準適合表示) | 高出力で電波が届く範囲は広いが、混信防止の機能を有すること等により、混信排除が可能な無線局 (技術基準適合表示) | ④免許・登録の不要なもの 発射する電波が著しく微弱な無線局 |
| 開設審査 | <ul style="list-style-type: none"> 欠格事由の有無 技術基準適合性 周波数の割当可能性 無線局の開設の根本的基準への合致 財政的基礎(放送をする無線局に限る。) | <ul style="list-style-type: none"> 欠格事由の有無 周波数の割当可能性 無線局の開設の根本的基準への合致 | <ul style="list-style-type: none"> 欠格事由の有無 周波数割当計画への適合性等 | — |
| 主な用途 | <ul style="list-style-type: none"> 携帯電話基地局 人工衛星局 航空機局 船舶局 TV/ラジオ放送局 | <ul style="list-style-type: none"> 携帯電話端末 業務用無線(共同利用型) VSAT地球局 | <ul style="list-style-type: none"> 無線LAN(高出力)の基地局等 PHS基地局(10mW以下) 電子タグの読み取り機(高出力) | <ul style="list-style-type: none"> コードレス電話 無線LAN(低出力) ワイヤレスマイク(ラジオマイク) 自動車レーダー 電子タグの読み取り機(低出力) |
| 無線局数 (平成19年1月末) | 約333万局 (約3.3%) | 約9,858万局 (約96.7%) | 3,402局 (約0.0%) | 不明 |
| 年間件数 (平成18年) | 約150万件 | 7,334件 | 1,605件 | — |

[参考③]無線局間の調整における主な論点

無線局の開設等の際して既存無線局との間で行われる調整が難航する場合には、概ね大半は次の3つの論点について意見が衝突している模様。

・干渉許容レベルについての認識差の調整

・妨害回避策の選定

(出力の低減、アンテナの方向の変更、干渉低減フィルタの追加、周波数変更等から選定)

・上記回避策のための費用の負担方法の決定

(「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」事務局アンケート・ヒアリング結果による。)

[参考④] 無線局等間の調整事項と申請手続等との関係(免許局間の場合)

無線局等間の調整対象となるのは、無線設備(工事設計)や免許状記載事項に係る事項が多く、調整の結果、これらに変更が生じる場合には、無線局開設の免許等又は変更許可等の手続が必要となる。

| 調整事項 | 免許状記載事項 | | | | 工事設計/無線設備 (§6I⑦等、§17) | | | | 運用上の取り決め | |
|--------------------------------|------------------------|---------------------|-----|--------|--------------------------|----|------|-----|----------------------------------|---------|
| | 設置場所 (§6I④、 §17) | 指定事項 (§6I⑤等、§19) | | | 空中線 型式名 | 利得 | 指向方向 | 送信機 | | 無線設備系統図 |
| | | 空中線電 力 | 周波数 | 運用許容時間 | | | | | | |
| 離隔距離をとる | ○ | | | | | | | | | |
| アンテナの向きの変更 | | ○ | | | | ○ | | | | |
| アンテナの種類変更 (例: 指向特性を強いものに変更) | | ○ | | | ○ | ○ | | | | |
| フィルタの挿入 | | | | | | | | ○ | | |
| 空中線電力を下げる | | ○ | | | | | | ○ | (例) 空中線電力の許容偏差内に限り、一時的に空中線電力を下げる | |
| 周波数の変更 | | | ○ | | | | | ○ | | |
| 運用時間が重ならないようにする | | | | ○ | | | | | ○ (例) 関係免許人間の取り決め等に基づき、弾力的に調整 | |

(条項番号は、電波法のもの。)

II 無線局の運用者の変更制度の導入

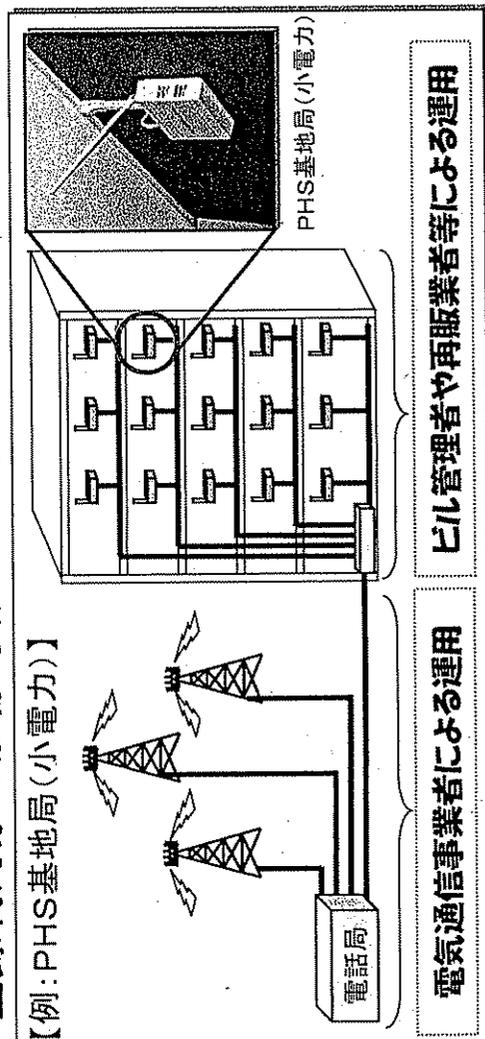
- ・ 現行制度では、無線局の免許人等のみが無線局を運用することを義務づけ。
- ・ 混信の防止が比較的容易な一定の無線局については、免許人等以外の者が設備の貸与等を受けて運用ができる場合を認めて、新しいサービス提供形態等の創出を後押しすることが有意義。

- (1) 免許人等以外の者が、無線局を運用できる制度を創設。
- (2) 免許人等は、他者に無線局の運用をさせるときは、遅滞なく総務大臣に届出を行う。
- (3) 免許人等が他者に無線局を運用させるときは、実際の運用者が運用責任を、免許人等が監督責任を負うこととする。
- (4) 次を新制度の適用対象とする。

① 非常時の通信(※1)を行う簡単に操作できる無線局

※1 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信

② 登録制対象の無線局(例: PHS基地局(10mW以下)、5GHz帯無線アクセスシステム(FWA等))



- (5) 免許人等と実際の運用者との双方が電気通信事業者である場合に、無線局の運用に係る双方間の契約に関する紛争について、電気通信事業紛争処理委員会の斡旋・仲裁の対象とすることを検討中。

諮問対象の拡大

※ 制度見直しの背景①

(株)近未来通信問題について

1 (株)近未来通信の概要と現状

- 平成11年3月、一般第二種電気通信事業者として届出。
- 平成18年12月20日、東京地方裁判所が(株)近未来通信と同社社長石井優社長の破産手続開始を決定、同社のサービスについては、同年12月27日付けで破産管財人が電気通信事業廃止届出書を提出。

2 (株)近未来通信事件の問題点

- 国内外に設置した「IP電話中継局」を投資家に販売し、当該中継局の利用で得られた電話利用料金から配当を還元するとの触込み。
- 実際には、電話利用料金からではなく、「中継局オーナー」の名目で多数の者から集めた資金を還元(【別紙1】参照)。

3 これまでの経緯

| 年月日 | 総務省の対応 | 備考 |
|---------------|--------------------------------------|-------------------------------|
| 平成18年 ～10月 | | 投資配当“自転車操業”等の新聞報道。 |
| | 電気通信事業法に基づく報告徴収を実施。 | |
| 11月 | 11月24日 (株)近未来通信より報告書が提出。 | |
| | 11月27日 電気通信事業法に基づく立入検査を実施。 | |
| | 11月30日 報告徴収及び立入検査結果の概要公表(【別紙2】参照) | 被害者弁護団を結成 |
| | 12月 1日 | KDDIがサービス停止 |
| | 12月 2日 | 被害者弁護団が投資家への説明会開催 |
| 12月 | 12月 4日 | 警視庁、一斉捜査開始。 |
| | 12月20日 | (株)近未来通信に対する破産手続開始決定 |
| | 12月25日 | 情報公開請求への対応(株)近未来通信に係る行政文書の開示) |
| | 12月27日 | 破産管財人が(株)近未来通信の廃止届出書等提出 |

※ 制度見直しの背景②

4 総務省のこれまでの対応

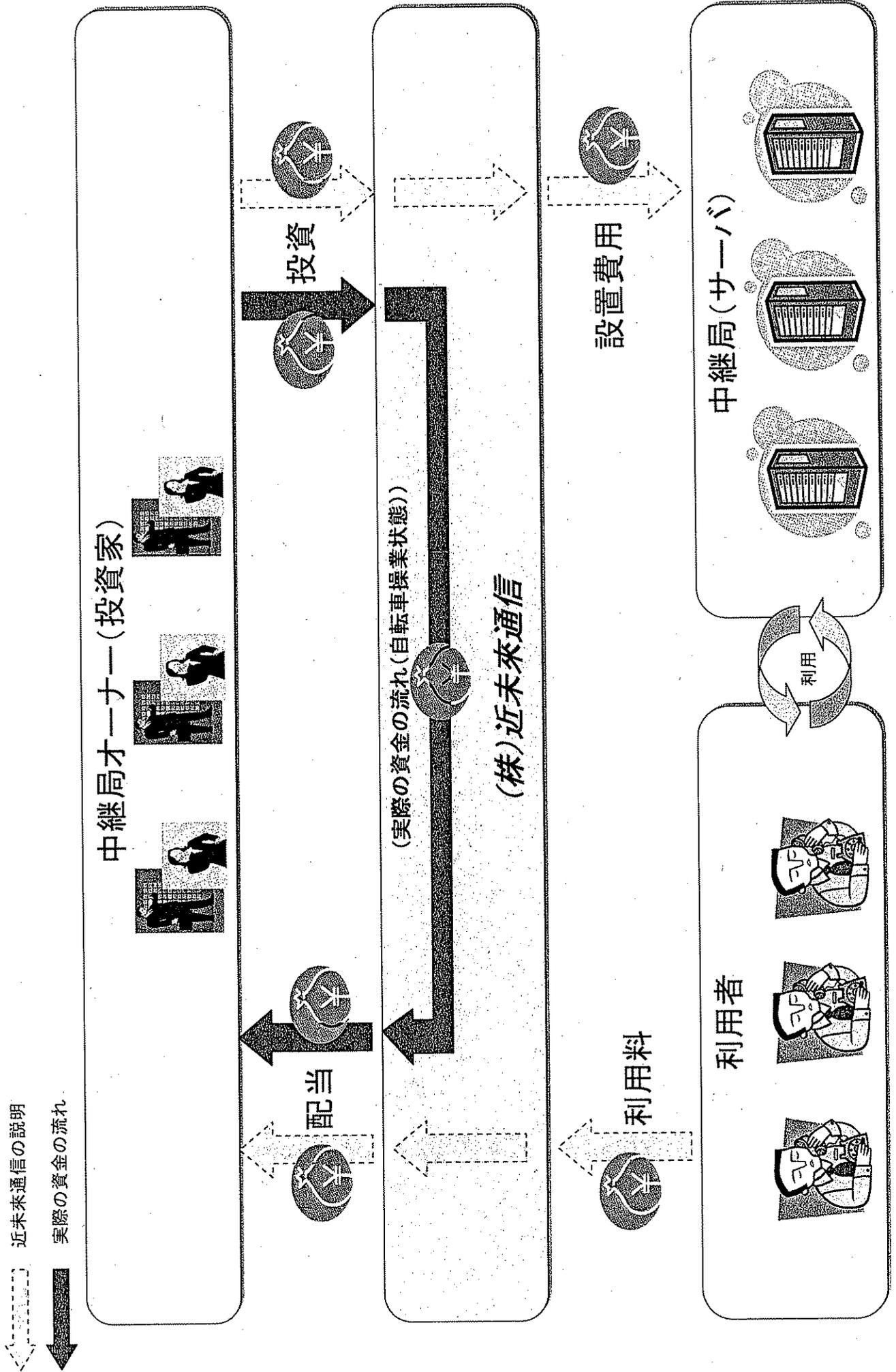
- 総務省は、電気通信事業法で授権された権限の範囲内で、報告徴収、立入検査を実施。その結果を公表する等の対応を行った(【別紙2】参照)。
- 本件は、電気通信サービスの利用者の利益阻害が最後まで現れない事案であったため慎重な対応を取ったところ、行政としての対応が遅れたとの批判がある(※)。

※ 電気通信事業法第29条第1項第9号は、業務改善命令の要件を「利用者利益を阻害しているとき」としていたため、(株)近未来通信の利用者からの苦情がほとんどない中、即座に業務改善命令を発動することは、困難だった。

5 今後の対応

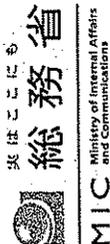
- 電気通信の健全な発達、国民の利益の確保を図る観点から、(株)近未来通信のような同種の事案の再発を防止し、また、不健全なサービス提供を行っている事業者等に対して適時適切な対応を行えるよう、電気通信事業法を改正することとする。

※ 制度見直しの背景③ —(株)近未来通信をとりまく資金の流れ— 【別紙1】



※ 制度見直しの背景④ - (株)近未来通信に対する報告徴収及び立入検査の結果等の公表-

【別紙2】



実はこちらにも

総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

報道資料

別紙

平成18年11月30日

株式会社近未来通信に対する報告徴収及び立入検査の結果等の公表

総務省は、株式会社近未来通信に対して、電気通信事業法第166条第1項の規定に基づく報告徴収及び立入検査を実施しましたので、その結果等を公表します。総務省としては、今後、この結果を踏まえて、所要の措置を講じます。

1 経緯

総務省は、平成18年10月27日に株式会社近未来通信(東京都中央区)に対し、同社の電気通信サービスの利用者保護の観点から、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第166条第1項の規定に基づく報告を求める文書を出し、同年11月9日までに回答を求めました。同社からは、同月9日及び17日の二度にわたる報告期限の延長を経て、同月24日に回答が提出されました。総務省は、同月27日に当該回答の不備な点に関して同社に対する立入検査を電気通信事業法第166条第1項の規定に基づき実施しました。

2 報告徴収及び立入検査の結果

株式会社近未来通信に対する報告徴収及び立入検査の結果、次の事項が明らかになりました。
 (1)平成17年7月期における同社の電気通信事業収入は、全売上高181億円中3億円程度であること(詳細は、別紙中(※1)参照)。
 (2)同社から報告のあった中継局のサーバは123箇所(うち2箇所にはサーバ数の記載なし)であるが、システムの運用状態を確認したところ、立入検査した2箇所においては2台の運用を確認。なお、電話サービスは、上記のものは別のシステム(報告には記載なし)によっても提供されていることを確認(詳細は、別紙中(※2)参照)。

3 株式会社近未来通信に対する措置

株式会社近未来通信に対しては、報告徴収及び立入検査の結果を踏まえて、利用者利益保護の観点から、利用者からの問合せ等に対し適切かつ迅速に対応できる社内体制の整備や、電気通信事業を休止する場合作業者への周知等を行うこととします。

本件に対する御問合せ先
 総合通信基盤局電気通信事業部子一タ通信課
 担当: 柴崎課長補佐、道祖土係長
 電話: 03-5253-5854
 FAX: 03-5253-5855

○ 年間売上高(平成17年7月期(H 16. 8-17. 7))

| | |
|-----------|-----------------|
| サーバ売上 | 11,428,291,065円 |
| サーバ保守売上 | 6,309,140,679円 |
| 通信料売上(※1) | 301,108,256円 |
| その他売上 | 104,748,796円 |
| 計(※1) | 18,143,288,796円 |

○ 利用契約数(平成17年7月期(H 16. 8-17. 7))
 ・プリペイドカード契約数:

| | | |
|----------|----------|----------|
| 発行枚数 | 販売枚数 | 使用枚数 |
| 626,775枚 | 243,082枚 | 335,535枚 |

・チャージ式プリペイドカード契約数

| | | |
|----------|------|---------|
| 発行枚数 | 販売枚数 | 使用枚数 |
| 409,000枚 | — | 96,525枚 |

・固定電話用アダプター契約数: 587
 ・テレビ電話機器契約数: 3,337

○ 電気通信設備-ネットワーク構成(中継局の設置箇所数及びサーバ台数)

平成18年11月24日付けの報告では、中継局(ユーザとユーザ認証、課金を行うサーバとの間を中継するもの)及び当該中継局に設置されているサーバは、国内外123箇所(2,466台)(うち2箇所にはサーバ数の記載なし。以下同じ。)(※2)。
 立入検査時に、上記システムはサーバ数の運用状態を確認したところ、立入検査を実施した2箇所のうち2台の動作を確認。同社からは、現在同システムは123箇所(2,466台)のうち7箇所において7台運用しているとの説明があった(※2)。
 なお、電話サービスは、上記のものは別のシステム(報告には記載なし)によっても提供されていることを確認。

Ⅲ 電気通信事業者に対する業務改善命令の要件の見直し

現在の要件（電気通信事業法第29条第1項）

利用者の利益を阻害するとき

- 通信の秘密の確保に支障
- 不当な差別的取扱い
- 重要通信に配慮していない
- 利用者に対する電気通信役務の料金その他の提供条件の適正性が確保されていない
- 事故による支障を除去等しない
- 上記のほか、電気通信事業者の業務の方法が適切でないため、利用者の利益を阻害しているとき

公共の利益を損なうおそれがあるとき

- 国際約束を誠実に履行していない
- 接続等の提供に関する不当な運営
- 回線設備を設置しない事業者のサービスにより、需要を同じくする他事業者の回線設備の保持が経営上困難となる

要件を拡大

「利用者利益の保護」に加え「電気通信の健全な発達」の観点を追加

※ 電気通信事業法（抄）

（目的）

第1条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

[参考] 電気通信事業の規制体系の変遷

電気通信事業の規制政策

S60(1985)~

H9(1997)~

H13(2001)~

H16(2004)~

- 競争原理の導入
(電気通信事業法の制定)
- 電電公社の民営化
(NTT法の制定)

- NTTの再編成
(参入規制緩和)
- 需給調整案項の撤廃
- 外資規制の原則撤廃
(ネットワーク構築の柔軟化)
- 二種事業者の回線設置を可能に
(接続ルール整備)
- 接続ルールの制度化
- 長期増分費用方式の導入

- 非対称規制の拡充
- NTT東西の活用業務の創設
- ユニバーサルサービス基金
制度導入
- 電気通信事業紛争処理委員
会の創設

- (改正電気通信事業法の施行)
- 参入規制の大幅緩和
- 料金・約款規制の原則廃止
- 利用者保護ルールの整備
- 競争評価の実施

第一種
電気通信事業者

※回線設備を自ら設置してサービスを提供する事業者。

許可制

特別第二種
電気通信事業者

※第一種電気通信事業者から回線の提供を受けてサービスを提供する事業者(第二種電気通信事業者)のうち、国際専用線を借りて国際サービスを提供する事業者または国内音声伝送サービスを公専公接続で不特定多数の利用者に提供する事業者

登録制

一般第二種
電気通信事業者

※特別第二種以外の第二種電気通信事業者。

届出制

登録制

※回線設備を自ら設置してサービスを提供する事業者のうち、中継系が都道府県を超えるまたは端末系が市町村を超える場合。

届出制

※登録が必要な事業者以外の事業者。

電気通信事業者数の推移

